

第 1 3 7 8 号

甲 府 市 公 報

発行所 甲府市役所
甲府市丸の内一丁目18番1号
発行人 甲府市
毎月5日発行
発行定日が休日に当たるときはその翌日

目 次

〔 条 例 〕

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例	4
甲府市市税条例等の一部を改正する条例	5
甲府市行政財産使用料条例の一部を改正する条例	13
甲府市消防団員退職報償金支給条例の一部を改正する条例	15
甲府市市営住宅条例の一部を改正する条例	17
特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例	18

〔 規 則 〕

甲府市財務規則の一部を改正する規則	19
甲府市福祉事務所長事務委任規則の一部を改正する規則	20

〔 告 示 〕

平成25年度下半期の財政状況等の公表	21
甲府市各企業会計の平成25年度下半期の業務状況等の公表	22
公の施設に係る指定管理者を公募する旨の告示	23
道路位置の指定公告	25

入札告示	26
開発行為に関する工事の完了公告	29
介護保険料督促状公示送達	30
地縁による団体の告示された事項に係る変更告示	31
後期高齢者医療保険料過誤納金還付・充当通知書公示送達	32
入札の中止についての告示	33
市県民税随時期督促状公示送達	34
自転車等放置禁止区域の自転車を撤去し保管した旨の告示	35
入札告示（9件）	36
介護保険被保険者証無効告示	55
開発行為に関する工事の完了公告	56
差押調書（謄本）公示送達	57
農用地利用集積計画を定めた旨の公告	58
道路位置の指定公告	59
平成26年度補正予算の公表	60
差押調書（謄本）公示送達	61
予防接種実施公告	62

開発行為に関する工事の完了公告	64	農業委員会委員選挙における期日前投票管理者及びその職務代理者の選任告示	130
差押調書（謄本）公示送達	65	農業委員会委員選挙における時刻を繰り上げて投票所を閉じる投票区等の告示	131
入札告示（9件）	66	農業委員会委員選挙における不在者投票用紙及び不在者投票用封筒の交付場所並びに不在者投票を行う場所を定める告示	132
農業振興地域整備計画の変更公告	92	農業委員会委員選挙における開票事務を選挙会の事務に併せて行う告示	133
入札告示	93	農業委員会委員選挙における選挙会の場所及び日時を定める告示	134
配当計算書（謄本）・充当通知書公示送達	96	農業委員会委員選挙における投票用紙を定める告示	135
開発行為に関する工事の完了公告（2件）	97	農業委員会委員選挙における投票記載場所、期日前投票所及び不在者投票記載場所の氏名等掲示の順序を定めるくじを行う日時及び場所を定める告示	136
国民健康保険被保険者証無効告示	99	甲府市選挙管理委員会告示第18号の一部を改める告示	137
住民票を職権消除した者の公示	100	農業委員会委員選挙における選挙長の事務を行う場所の告示	138
入札告示	101	農業委員会委員選挙における選挙立会人を定めるくじを行う日時及び場所の告示	139
開発行為に関する工事の完了公告（2件）	104	農業委員会委員選挙里垣・甲運・相川・千塚・千代田・池田選挙区における候補者として届出のあった者の告示	140
〔 教育委員会 〕		農業委員会委員選挙里垣・甲運・相川・千塚・千代田・池田選挙区において投票は行わない旨の告示	141
甲府市私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則の一部を改正する規則	106	農業委員会委員選挙における選挙長の事務を行う場所の告示	142
入札告示（2件）	115	農業委員会委員選挙における選挙立会人を定めるくじを行う日時及び場所の告示	143
〔選挙管理委員会〕		農業委員会委員選挙玉諸・山城・大里・国母・貢川・旧市選挙区における候補者として届出のあった者の告示	144
甲府市農業委員会委員選挙における候補者氏名等の掲示に関する規程	121		
選挙人名簿登録者総数の50分の1、3分の1及び6分の1の数の告示	124		
農業委員会委員選挙執行の告示	125		
農業委員会委員選挙における選挙長及びその職務代理者の選任告示	126		
農業委員会委員選挙における投票管理者及びその職務代理者の選任告示	127		
農業委員会委員選挙における期日前投票所を定める告示	128		
農業委員会委員選挙における投票所を定める告示	129		

農業委員会委員選挙玉諸・山城・大里・国母・貢川・旧市選挙区に おいて投票は行わない旨の告示……………	145
農業委員会委員選挙における選挙長の事務を行う場所の告示……	146
農業委員会委員選挙における選挙立会人を定めるくじを行う日時及 び場所の告示……………	147
農業委員会委員選挙中道・上九一色選挙区における候補者として届 出のあった者の告示……………	148
[農業委員会]	
甲府市農業委員会 6 月定例総会招集公告……………	149
[上下水道局]	
入札告示（5 件）……………	150
[任免辞令]	
市長事務部局……………	164

※別紙・別冊についての掲載は省略しています。

条例

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 26 年 6 月 19 日

甲府市長 宮 島 雅 展

甲府市条例第 18 号

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成 14 年 3 月条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 1 号から第 6 号までを次のように改める。

- (1) 公益社団法人甲府市シルバー人材センター
- (2) 一般財団法人甲府市学校給食会
- (3) 一般財団法人甲府市勤労者福祉サービスセンター
- (4) 公益財団法人甲府市体育協会
- (5) 一般財団法人山梨県地場産業センター
- (6) 公益財団法人やまなし産業支援機構

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

甲府市市税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 26 年 6 月 19 日

甲府市長 宮 島 雅 展

甲府市条例第 19 号

甲府市市税条例等の一部を改正する条例

(甲府市市税条例の一部改正)

第 1 条 甲府市市税条例（昭和 25 年 8 月条例第 29 号）の一部を次のように改正する。

第 19 条第 2 項中「外国法人」を「法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有しない法人（以下この節において「外国法人」という。）」に、「その事業が行われる場所で地方税法施行令（昭和 25 年政令第 245 号。以下「令」という。）第 46 条の 4 に規定する場所をもって」を「恒久的施設（法人税法第 2 条第 12 号の 18 に規定する恒久的施設をいう。）をもって、」に改め、同条第 3 項中「令」を「地方税法施行令（昭和 25 年政令第 245 号。以下「令」という。）」に改める。

第 26 条の 2 第 5 項中「第 23 条第 1 項第 16 号」を「第 23 条第 1 項第 17 号」に改める。

第 27 条の 4 中「100 分の 14.7」を「100 分の 12.1」に改める。

第 32 条の 10 第 2 項中「法の施行地に」の次に「本店若しくは」を加え、「、法の施行地外にその源泉がある所得について」を削り、同条第 5 項中「第 74 条第 1 項」の次に「又は第 144 条の 6 第 1 項」を加え、「第 145 条」を「第 144 条の 8」に、「本項」を「この項」に改める。

第 33 条の 2 第 1 項中「第 74 条第 1 項」の次に「又は第 144 条の 6 第 1 項」を加える。

第 39 条を次のように改める。

(固定資産税の非課税の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第 3 9 条 法第 3 4 8 条第 2 項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第 1 号及び第 4 号、家屋については第 2 号及び第 4 号、償却資産については第 3 号及び第 4 号に掲げる事項を記載した申告書に、それぞれの事実を明らかにする書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途
- (3) 償却資産の所在、種類及び数量並びにその用途
- (4) 法第 3 4 8 条第 2 項各号に掲げる固定資産に該当することとなった年月日又は当該固定資産を取得した年月日

第 4 0 条及び第 4 1 条を次のように改める。

第 4 0 条及び第 4 1 条 削除

第 4 1 条の 2 を削る。

第 4 2 条中「第 3 4 8 条第 2 項第 3 号、第 9 号から第 1 0 号の 7 まで、第 1 1 号の 5 又は第 1 2 号の固定資産として」を「第 3 4 8 条第 2 項各号に掲げる固定資産で」に、「固定資産に」を「ものに」に改める。

第 6 4 条第 1 号ア中「1, 0 0 0 円」を「2, 0 0 0 円」に改め、同号イ中「1, 2 0 0 円」を「2, 0 0 0 円」に改め、同号ウ中「1, 6 0 0 円」を「2, 4 0 0 円」に改め、同号エ中「2, 5 0 0 円」を「3, 7 0 0 円」に改め、同条第 2 号を次のように改める。

- (2) 軽自動車及び小型特殊自動車

ア 軽自動車

2 輪のもの（側車付のものを含む。） 年額 3, 6 0 0 円

3 輪のもの 年額 3, 9 0 0 円

4 輪以上のもの

乗用のもの

営業用 年額 6, 9 0 0 円

自家用 年額 1 0, 8 0 0 円

貨物用のもの

営業用 年額 3, 8 0 0 円

自家用 年額 5, 0 0 0 円

イ 小型特殊自動車

農耕作業用のもの 年額 2, 0 0 0 円

その他のもの 年額 5, 9 0 0 円

第64条第3号中「4, 0 0 0 円」を「6, 0 0 0 円」に改める。

附則第5条の2の見出し中「附則第15条第2項第6号」を「附則第15条第2項第1号」に改め、同条第2項中「附則第15条第9項」を「附則第15条第8項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第1項を同条第4項とし、同項の前に次の3項を加える。

法附則第15条第2項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。

2 法附則第15条第2項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

3 法附則第15条第2項第3号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

附則第5条の2に次の1項を加える。

6 法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。

附則第12条を次のように改める。

(軽自動車税の税率の特例)

第12条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第64条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第64条第2号ア	3, 9 0 0 円	4, 6 0 0 円
	6, 9 0 0 円	8, 2 0 0 円
	1 0, 8 0 0 円	1 2, 9 0 0 円
	3, 8 0 0 円	4, 5 0 0 円
	5, 0 0 0 円	6, 0 0 0 円

附則第20条第1項中「平成27年度」を「平成30年度」に改める。

附則第26条の3第1項中「第26条の2及び第27条の3」を「第26条の2第1項及び第2項並びに第27条の3」に改める。

附則第26条の3の2第2項中「租税特別措置法」を「第37条の10第1項」に、「租税特別措置法第37条の11第6項の規定により読み替えて準用される同法」を「第37条の11第1項」に改める。

附則第26条の3の3第2項中「同法第37条の11の3第2項に規定する上場株式等」を「株式等」に改め、「取得をしたものと」の次に「、同項第2号に掲げる贈与又は相続若しくは遺贈により払出しがあった非課税口座内上場株式等を取得した市民税の所得割の納税義務者については、当該贈与又は相続若しくは遺贈の時に、その払出し時の金額をもって当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の株式等を取得したものと」を加える。

附則第27条の2中「第40条第3項後段（同条第6項から第10項まで）」の次に「及び第11項（同条第12項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）」を加え、「公益法人等（同条第6項から第10項まで）」を「公益法人等（同条第6項から第11項まで）」に、「を同法第40条第3項」を「を同条第3項」に、「租税特別措置法第40条第6項から第10項まで」を「同法第40条第6項から第11項まで」に改める。

附則第31条の次に次の1条を加える。

（法人税割の税率の検討）

第31条の2 市長は、甲府市市税条例等の一部を改正する条例（平成26年6月条例第19号）の施行の日から10年を経過するまでの間に、本市における税制の中立性及び公平性並びに行財政の状況等を総合的に勘案し、第27条の4に定める税率の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附則第32条から第33条までを削り、附則第34条を附則第32条とする。

（甲府市市税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 甲府市市税条例の一部を改正する条例（平成25年9月条例第26号）の一部を次のように改正する。

附則第27条の2の改正規定の次に次のように加える。

附則第 28 条の 2 中「附則第 41 条第 9 項各号」を「附則第 41 条第 8 項各号」に改め、同条第 1 号及び第 2 号中「附則第 41 条第 9 項」を「附則第 41 条第 8 項」に改める。

附則第 1 条第 3 号を次のように改める。

- (3) 附則第 26 条の 6 の 2 第 5 項第 3 号の改正規定（「に係る」の次に「利子所得の金額又は」を加える部分に限る。）及び附則第 28 条の 2 の改正規定並びに附則第 3 条第 1 項の規定 平成 28 年 1 月 1 日

附則第 1 条第 5 号中「までの改正規定」の次に「（附則第 26 条の 6 の 2 第 5 項第 3 号の改正規定中「に係る」の次に「利子所得の金額又は」を加える部分を除く。）」を加える。

附則第 3 条第 1 項中「旧租税特別措置法」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 5 号）第 8 条の規定による改正前の租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）」に改め、同条第 2 項中「地方税法」の次に「（昭和 25 年法律第 226 号）」を加える。

附 則

（施行期日）

第 1 条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第 1 条中甲府市市税条例第 27 条の 4 の改正規定及び附則第 31 条の次に 1 条を加える改正規定並びに次条第 7 項の規定 平成 26 年 10 月 1 日
- (2) 第 1 条中甲府市市税条例附則第 26 条の 3 の 3 第 2 項及び第 27 条の 2 の改正規定、附則第 32 条から第 33 条までを削り、附則第 34 条を附則第 32 条とする改正規定並びに次条第 2 項及び第 3 項の規定 平成 27 年 1 月 1 日
- (3) 第 1 条中甲府市市税条例第 64 条の改正規定並びに附則第 4 条及び第 6 条（第 1 条の規定による改正後の甲府市市税条例（以下「新条例」という。）附則第 12 条に係る部分を除く。）の規定 平成 27 年 4 月 1 日
- (4) 第 1 条中甲府市市税条例第 19 条、第 32 条の 10、第 33 条の 2 第 1 項及び附則第 12 条の改正規定並びに次条第 6 項、附則第 5 条及び第 6 条（新条例附則第 12 条に係る部分に限る。）の規定 平成 28 年 4 月 1 日
- (5) 第 1 条中甲府市市税条例第 26 条の 2 第 5 項、附則第 26 条の 3 第 1 項及び

第 26 条の 3 の 2 第 2 項の改正規定並びに次条第 4 項及び第 5 項の規定 平成
29 年 1 月 1 日

(市民税に関する経過措置)

第 2 条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中個人の市民税に関する部分
は、平成 26 年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成 25 年度分
までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例附則第 27 条の 2 の規定は、平成 27 年度以後の年度分の個人の市民税
について適用し、平成 26 年度分までの個人の市民税については、なお従前の例
による。

3 新条例附則第 26 条の 3 の 3 第 2 項の規定は、平成 27 年度以後の年度分の個
人の市民税について適用する。

4 新条例第 26 条の 2 第 5 項及び附則第 26 条の 3 第 1 項の規定は、平成 29 年
度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成 28 年度分までの個人の市
民税については、なお従前の例による。

5 新条例附則第 26 条の 3 の 2 第 2 項の規定は、平成 29 年度以後の年度分の個
人の市民税について適用する。

6 次項に定めるものを除き、新条例の規定中法人の市民税に関する部分は、附則
第 1 条第 4 号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税
及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前
に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法
人の市民税については、なお従前の例による。

7 新条例第 27 条の 4 及び附則第 31 条の 2 の規定は、附則第 1 条第 1 号に掲げ
る規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始
する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度
分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税について
は、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第 3 条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分
は、平成 26 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成 25 年度分ま
での固定資産税については、なお従前の例による。

- 2 新条例附則第5条の2第1項の規定は、平成26年4月1日以後に取得される地方税法等の一部を改正する法律（平成26年法律第4号）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号。以下「新法」という。）附則第15条第2項第1号に規定する施設又は設備に対して課すべき平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 3 新条例附則第5条の2第2項の規定は、平成26年4月1日以後に取得される新法附則第15条第2項第2号に規定する施設又は設備に対して課すべき平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 4 新条例附則第5条の2第3項の規定は、平成26年4月1日以後に取得される新法附則第15条第2項第3号に規定する施設又は設備に対して課すべき平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 5 新条例附則第5条の2第6項の規定は、平成26年4月1日以後に取得される新法附則第15条第38項に規定する機器に対して課すべき平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

（軽自動車税に関する経過措置）

第4条 新条例第64条の規定は、平成27年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成26年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

第5条 新条例附則第12条の規定は、平成28年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

- 2 平成15年10月14日前に初めて道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る新条例附則第12条の規定の適用については、同条中「受けた月」とあるのは、「受けた月の属する年の12月」とする。

第6条 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る新条例第64条及び新条例附則第12条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

新条例第64条第2号ア	3, 900円	3, 100円
	6, 900円	5, 500円

	10,800円	7,200円
	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円
新条例附則第12条の表 以外の部分	第64条	甲府市市税条例等の一部を 改正する条例（平成26年 6月条例第19号。以下こ の条において「平成26年 改正条例」という。）附則 第6条の規定により読み替 えて適用される第64条
新条例附則第12条の表 第64条第2号アの項	第64条第2号ア	平成26年改正条例附則第 6条の規定により読み替え て適用される第64条第2 号ア
	3,900円	3,100円
	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円

甲府市行政財産使用料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 26 年 6 月 19 日

甲府市長 宮 島 雅 展

甲府市条例第 20 号

甲府市行政財産使用料条例の一部を改正する条例

甲府市行政財産使用料条例（昭和 39 年 4 月条例第 19 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表中

(2) 建物の一部を使用するとき。	当該建物の 1 平方メートル当たりの適正な評価額に 100 分の 8 を乗じた額に使用面積を乗じた額と当該建物の建て面積に相当する土地の使用料に当該建物の延べ面積に対する使用面積の割合を乗じて得た額を合算して得た額	を
-------------------	---	---

(2) 建物の一部を使用するとき（太陽光発電設備を設置する目的で建物の一部を使用するときを除く。）。	当該建物の 1 平方メートル当たりの適正な評価額に 100 分の 8 を乗じた額に使用面積を乗じた額と当該建物の建て面積に相当する土地の使用料に当該建物の延べ面積に対する使用面積の割合を乗じて得た額を合算して得た額	に
(3) 太陽光発電設備を設置する目的	使用面積 1 平方メートル当たり	

で建物の一部を使用するとき。	1 5 0 円
----------------	---------

」

改める。

附 則

この条例は、平成 2 6 年 7 月 1 日から施行する。

甲府市消防団員退職報償金支給条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 26 年 6 月 19 日

甲府市長 宮 島 雅 展

甲府市条例第 21 号

甲府市消防団員退職報償金支給条例の一部を改正する条例

甲府市消防団員退職報償金支給条例（昭和 39 年 7 月条例第 61 号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表 退職報償金支給額表（第 2 条関係）

階級	勤務年数					
	5 年以上 10 年未満	10 年以上 15 年未満	15 年以上 20 年未満	20 年以上 25 年未満	25 年以上 30 年未満	30 年以上
団長	239,000 円	344,000 円	459,000 円	594,000 円	779,000 円	979,000 円
副団長	229,000 円	329,000 円	429,000 円	534,000 円	709,000 円	909,000 円
分団長	219,000 円	318,000 円	413,000 円	513,000 円	659,000 円	849,000 円
副分団長	214,000 円	303,000 円	388,000 円	478,000 円	624,000 円	809,000 円
部長及び 班長	204,000 円	283,000 円	358,000 円	438,000 円	564,000 円	734,000 円
団員	200,000 円	264,000 円	334,000 円	409,000 円	519,000 円	689,000 円

附 則

- この条例は、公布の日から施行する。
- この条例による改正後の甲府市消防団員退職報償金支給条例（以下「新条例」という。）別表の規定は、平成 26 年 4 月 1 日以後に退職した非常勤消防団員（次項において「新条例の適用を受ける非常勤消防団員」という。）について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。
- 平成 26 年 4 月 1 日からこの条例の施行の日の前日までの間において、新条例

の適用を受ける非常勤消防団員について支給されたこの条例による改正前の甲府市消防団員退職報償金支給条例の規定に基づく退職報償金は、新条例の規定に基づく退職報償金の内払とみなす。

甲府市市営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 26 年 6 月 19 日

甲府市長 宮 島 雅 展

甲府市条例第 22 号

甲府市市営住宅条例の一部を改正する条例

甲府市市営住宅条例（平成 9 年 9 月条例第 54 号）の一部を次のように改正する。

別表の市営住宅の表中

昭和 24 30 31 32	警察公舎	善光寺町 2062 番地	木造杉皮葺平家建 1 棟 50 m ²	4 戸	を
	北嶺荘第一アパート	北新二丁目 4 番	中層耐火構造 4 階建 1 戸 33 m ²	24 戸	
	北嶺荘第二アパート	北新二丁目 4 番	中層耐火構造 4 階建 1 戸 33 m ²	24 戸	
	北嶺荘第三アパート	北新二丁目 4 番	中層耐火構造 4 階建 1 戸 33 m ²	24 戸	

昭和 24	警察公舎	善光寺町 2062 番地	木造杉皮葺平家建 1 棟 50 m ²	4 戸	に
----------	------	-----------------	-----------------------------------	-----	---

改める。

附 則

この条例は、平成 26 年 7 月 1 日から施行する。

特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 26 年 6 月 19 日

甲府市長 宮 島 雅 展

甲府市条例第 23 号

特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例（昭和 51 年 12 月条例第 52 号）の一部を次のように改正する。

附則に次の 1 項を加える。

- 17 平成 26 年 7 月 1 日から同年 9 月 30 日までの期間に係る市長の給料月額
は、附則第 13 項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した額から、その
額の 10 分の 1 に相当する額を減じて得た額とする。

附 則

この条例は、平成 26 年 7 月 1 日から施行する。

規則

甲府市財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 26 年 6 月 27 日

甲府市長 宮 島 雅 展

甲府市規則第 20 号

甲府市財務規則の一部を改正する規則

甲府市財務規則（昭和 62 年 1 月規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 71 条第 1 項に次の 2 号を加える。

- (24) 臨時福祉給付金
- (25) 子育て世帯臨時特例給付金

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

甲府市福祉事務所長事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 26 年 6 月 27 日

甲府市長 宮 島 雅 展

甲府市規則第 21 号

甲府市福祉事務所長事務委任規則の一部を改正する規則

甲府市福祉事務所長事務委任規則（昭和 41 年 11 月規則第 47 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 19 条第 4 項」の次に「及び第 55 条の 4 第 2 項」を加える。

第 2 条各号列記以外の部分中「第 19 条第 4 項」の次に「及び第 55 条の 4 第 2 項」を加え、同条第 6 号中「対する」を「係る報告、」に改め、同条中第 15 号を第 17 号とし、第 14 号を第 16 号とし、同条第 13 号中「第 77 条」の次に「から第 78 条の 2 まで」を加え、「扶養義務者からの費用の徴収額決定」を「費用又は徴収金の徴収」に改め、同号を同条第 15 号とし、同条中第 12 号を第 14 号とし、第 9 号から第 11 号までを 2 号ずつ繰り下げ、第 8 号の次に次の 2 号を加える。

(9) 法第 55 条の 4 第 1 項の規定による就労自立給付金の支給に関すること。

(10) 法第 55 条の 5 の規定による報告に関すること。

第 2 条の 2 中「前条各号」の次に「（第 9 号及び第 10 号を除く。）」を加える。

附 則

この規則は、平成 26 年 7 月 1 日から施行する。

告示

甲府市告示第 2 4 5 号

地方自治法第 2 4 3 条の 3 第 1 項並びに甲府市「財政事情」の作成及び公表に関する条例第 4 条第 1 項の規定により、甲府市一般会計、甲府市国民健康保険事業特別会計、甲府市交通災害共済事業特別会計、甲府市住宅新築資金等貸付事業特別会計、甲府市土地区画整理事業用地先行取得事業特別会計、甲府市介護保険事業特別会計、甲府市古関・梯町簡易水道事業特別会計、甲府市農業集落排水事業特別会計、甲府市簡易水道等事業特別会計、甲府市後期高齢者医療事業特別会計及び甲府市浄化槽事業特別会計の平成 2 5 年度下半期の財政状況を別紙のとおり公表する。

平成 2 6 年 6 月 1 日

甲府市長 宮 島 雅 展

甲府市告示第 2 4 6 号

地方公営企業法第 4 0 条の 2 の規定並びに甲府市「財政事情」の作成及び公表に関する条例第 4 条第 1 項の規定により、甲府市地方卸売市場事業会計、甲府市病院事業会計、甲府市下水道事業会計及び甲府市水道事業会計の平成 2 5 年度下半期の業務の状況を別紙のとおり公表する。

平成 2 6 年 6 月 1 日

甲府市長 宮 島 雅 展

甲府市風土記の丘農産物直売所の管理を指定管理者に行わせるにあたり、甲府市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成 1 7 年 6 月条例第 1 6 号）第 2 条の規定に基づき公募し、同条例第 1 1 条の規定により、次のとおり告示する。

平成 2 6 年 6 月 2 日

甲府市長 宮 島 雅 展

1 指定管理を公募する施設の概要

名 称	風土記の丘農産物直売所
所 在 地	甲府市下曾根町 1 0 7 0 番地 3
敷 地 面 積	1 0, 7 6 6 . 5 7 m ²
構 造 等	鉄骨造平屋建て
施 設 内 容	農産物直売所、加工室、情報コーナー、休憩コーナー、屋外トイレ、外部倉庫、駐車場等

2 指定管理者の主な業務

- (1) 施設の利用に関する業務
- (2) 施設、設備等の維持管理に関する業務
- (3) 地域の振興（活性化）に資するための業務
- (4) その他市長が定める業務

3 指定管理期間

供用開始の日から平成 3 1 年 3 月 3 1 日まで

4 申請の受付期間及び受付場所等

- (1) 受付期間 平成 2 6 年 6 月 6 日（金）から平成 2 6 年 6 月 2 5 日（水）
午前 9 時から午後 5 時まで（土曜日、日曜日を除く。）
- (2) 受付場所 甲府市丸の内一丁目 1 8 番 1 号
甲府市産業部農林振興室農政課（甲府市役所本庁舎 8 階）
- (3) 受付方法 持参（郵送は認めません。）

5 募集要項の配付期間及び配付場所等

- (1) 配付期間 平成 2 6 年 6 月 2 日（月）から平成 2 6 年 6 月 6 日（金）
午前 9 時から午後 5 時まで
- (2) 配付場所 甲府市丸の内一丁目 1 8 番 1 号
甲府市産業部農林振興室農政課（甲府市役所本庁舎 8 階）
- (3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行いません。ただし、甲府市ホームページ（事業者向け情報／募集情報／指定管理者制度）から情報を入手する場合は、この限りではありません。

6 問合せ先

甲府市産業部農林振興室農政課

電 話 0 5 5 - 2 9 8 - 4 8 3 4
F A X 0 5 5 - 2 3 7 - 6 4 6 1

甲府市告示第 2 4 8 号

建築基準法（昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号）第 4 2 条第 1 項第 5 号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので、同法施行規則第 1 0 条の規定により告示する。
その関係図書は建設部建築指導課に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成 2 6 年 6 月 2 日

甲府市長 宮 島 雅 展

- | | | |
|---|---------|--|
| 1 | 道路の位置 | 甲府市国母八丁目 4 0 - 4、4 0 - 5、4 0 - 8、4 0 - 9、
4 1 - 3、4 1 - 4、4 3 - 3、4 3 - 5 |
| 2 | 道路の幅員 | 4 . 0 m ~ 4 . 6 m |
| 3 | 道路の延長 | 6 8 . 4 1 m |
| 4 | 転回広場の面積 | 6 2 . 0 m ² |

甲府市告示第249号

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定により、次の1件の一般競争入札を執行する。

平成26年6月2日

甲府市長 宮 島 雅 展

1 入札対象業務

- | | |
|-------------|------------------------|
| (1) 入 札 番 号 | 業務委託 第309号 |
| (2) 業 務 名 称 | 第2次甲府市観光振興基本計画策定支援業務委託 |
| (3) 履 行 期 間 | 契約締結日から平成27年3月31日まで |
| (4) 履 行 場 所 | 仕様書による |
| (5) 業 務 内 容 | 仕様書による |
| (6) 予 定 価 格 | 公表しない |
| (7) 最低制限価格 | 設けない |

2 入札参加資格

甲府市における物品供給入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たす者

- (1) 山梨県内に本店、本社又は営業所等を有する者であること。
- (2) 平成21年4月1日以降に地方公共団体等が行う計画策定に係る業務の受託実績を有する者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していない者であること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (5) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (6) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。
また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けたものを除く。）でないこと。
- (8) 市税の滞納がない者であること。

3 仕様書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等

- (1) 配付期間 平成26年6月2日（月）～平成26年6月11日（水）

(この期間内の土曜日、日曜日を除く。)

午前9時00分～午後5時00分

(2) 配付場所 甲府市産業部産業総室総務課

甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市役所本庁舎8階

電話055-237-5687

(3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は伝送は行わない。ただし、甲府市ホームページ(事業者向け情報 入札・契約／入札情報)から情報を入手する場合は、この限りでない。

(4) 申請書等の受付期間及び場所

ア 期間 平成26年6月2日(月)～平成26年6月11日(水)

(この期間内の土曜日、日曜日を除く。)

午前9時00分～午後5時00分

イ 場所 甲府市産業部産業総室総務課

甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市役所本庁舎8階

電話055-237-5687

4 入札・開札の日時及び場所

(1) 日 時 平成26年6月26日(木) 午前10時00分

(2) 場 所 甲府市役所本庁舎8階 会議室8-1、8-2

甲府市丸の内一丁目18番1号

ただし、入札場所等については変更する場合がある。

5 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8/100に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/108に相当する金額を入札書に記載すること。

6 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

7 落札者の決定方法

甲府市契約規則第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 その他

(1) 入札保証金：免除

(2) 契約保証金(契約金額の10/100)：納付

ただし、甲府市契約規則第34条第3号に規定する、過去2年の間に国(公社、公団を含む。)又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は免除する。

- (3) 契約書作成の要否：要
- (4) 仕様説明会を行わない。
- (5) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市契約規則による。

甲府市告示第 2 5 0 号

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 9 条第 1 項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第 3 6 条第 3 項の規定により公告する。

平成 2 6 年 6 月 2 日

甲府市長 宮 島 雅 展

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
甲府市古上条町字萩林 5 0 0 番 1 及び 5 0 1 番 1
以上 2 筆
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
甲府市古上条町 4 1 3 番地
有限会社若林コモンズ
代表取締役 若 林 敏 夫

甲府市告示第 2 5 1 号

次の介護保険料にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 1 4 3 条において準用する地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 2 0 条の 2 の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときにはいつでも交付する。

平成 2 6 年 6 月 2 日

甲府市長 宮 島 雅 展

- | | | |
|---|-----------|-----------------------------|
| 1 | 書類名 | 平成 2 5 年度介護保険料第 8 ～ 9 期分督促状 |
| 2 | 送達を受けるべき者 | 別紙のとおり |
| 3 | 保管場所 | 甲府市税務部収納管理室収納課 |

甲府市告示第 2 5 2 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定に基づき、
地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定
により、次のとおり告示する。

平成 2 6 年 6 月 3 日

甲府市長 宮 島 雅 展

1 名 称 古上条自治会

2 変更事項

	変 更 後	変 更 前
代表者 氏 名	田 村 和 彦	林 洋 希
代表者 住 所	甲府市国母八丁目 1 4 番 3 9 号	甲府市古上条町 2 3 0 番地 3

3 変更年月日 平成 2 6 年 5 月 2 9 日

甲府市告示第253号

次の後期高齢者医療保険料にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年8月17日法律第80号）第112条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

平成26年6月3日

甲府市長 宮 島 雅 展

- | | | |
|---|-----------|-------------------------|
| 1 | 書類名・発送日 | 後期高齢者医療保険料 過誤納金還付・充当通知書 |
| 2 | 送達を受けるべき者 | 別紙のとおり |
| 3 | 保管場所 | 甲府市税務部収納管理室収納課 |

甲府市告示第 2 5 4 号

甲府市契約規則（昭和 5 0 年 1 2 月規則第 6 6 号）第 2 5 条において準用する第 1 6 条第 2 項の規定により告示する。

平成 2 6 年 6 月 4 日

甲府市長 宮 島 雅 展

- 1 中止する入札
 - （1）（産）第 2－1 号 災害等廃棄物処理事業運搬等事業委託業務（北部）
 - （2）（産）第 2－2 号 災害等廃棄物処理事業運搬等事業委託業務（南部）
- 2 入札を中止する理由
設計内容に誤りがあったため。
- 3 その他
本件入札については、再度設計内容を精査し、改めて発注する予定です。

甲府市告示第 2 5 5 号

次の市税にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 2 0 条の 2 の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときにはいつでも交付する。

平成 2 6 年 6 月 4 日

甲府市長 宮 島 雅 展

- | | | |
|---|-----------|---------------------|
| 1 | 書類名 | 平成 2 5 年度市県民税随時期督促状 |
| 2 | 送達を受けるべき者 | 別紙のとおり |
| 3 | 保管場所 | 甲府市税務部収納管理室収納課 |

甲府市告示第 2 5 6 号

甲府市自転車等の放置の防止に関する条例（平成 2 5 年 9 月条例第 2 4 号）第 1 1 条第 2 項、第 3 項及び第 1 2 条 1 項の規定により、自転車等放置禁止区域の自転車を撤去し、保管したので、第 1 2 条第 2 項及び甲府市自転車駐車場条例施行規則（平成 2 5 年 9 月規則第 2 8 号）第 7 条の規定により、次のとおり告示する。

平成 2 6 年 6 月 5 日

甲府市長 宮 島 雅 展

- 1 撤去し、保管した自転車が駐車してあった場所
甲府市甲府駅北口信号北東
甲府市甲府駅北口階段下南
甲府市甲府駅北口第 2 自転車駐車場南側歩道
NHK 南東階段下
山梨県立図書館西側駐輪場南道路
- 2 撤去し、保管した自転車の型式等
別紙のとおり
- 3 保管した日
平成 2 6 年 5 月 3 0 日（金）
- 4 返還の申出場所
市民部市民協働室消費生活センター
交通安全係 電話番号 0 5 5 - 2 3 7 - 5 3 0 3
- 5 保管場所
甲府市甲府駅南口第 1 自転車駐車場
- 6 返還時に持参する物
住所・氏名を確認できるもの・自転車等の鍵
撤去保管料（自転車 1 0 0 0 円・原動機付自転車 2 0 0 0 円）

甲府市告示第 2 5 7 号

甲府市契約規則（昭和 5 0 年 1 2 月規則第 6 6 号）第 5 条の規定に基づき、次の 1 件の一般競争入札を執行する。

平成 2 6 年 6 月 9 日

甲府市長 宮 島 雅 展

一般競争入札 公告個別事項

入札番号	(土木) 7 0 号		
工事名	南中学校他グラウンド復旧工事		
工事場所	甲府市湯田二丁目 2 1 - 2 4 他		
工事概要	1	工事内容	①南中学校 ・表層工：火山砂 2 m m アンダー＋焼成粒土（t = 1 0 0）1, 9 7 0. 5 m ² 、 ・路盤工：C 4 0（t = 1 0 0）1, 9 7 0. 5 m ² ②湯田小学校 ・表層工：火山砂 2 m m アンダー＋焼成粒土（t = 1 0 0）1, 5 5 4. 1 m ²
	2	工期	平成 2 6 年 9 月 1 0 日まで
	3	予定価格 (税込み)	2 2, 9 9 3, 2 0 0 円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の 実施義務	適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	土木一式 A 又は B
	3	同種工事施工実績	公共施設等の土木工事。ただし、1 件の工事請負額が 1, 1 0 0 万円以上の実績に限る。 元請として平成 1 2 年 4 月 1 日以降に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が 2 0 % 以上の場合のものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載
日程	1	入札説明書等配付開始日	平成 2 6 年 6 月 9 日
	2	入札説明書等配付締切日	平成 2 6 年 6 月 1 8 日

	3	申請書受付開始日	平成 26 年 6 月 9 日
	4	申請書受付締切日	平成 26 年 6 月 18 日
	5	入札参加資格確認結果通知日	平成 26 年 6 月 24 日
	6	設計図書配付開始日	平成 26 年 6 月 9 日
	7	設計図書配付締切日	平成 26 年 6 月 25 日
	8	設計図書に関する質問開始日	平成 26 年 6 月 9 日
	9	設計図書に関する質問締切日	平成 26 年 6 月 25 日
	10	入札及び開札日時	平成 26 年 7 月 3 日 午前 9 時
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事内訳書
入札参加資格に対する説明	1	質問	平成 26 年 6 月 30 日 午後 5 時まで
	2	回答	平成 26 年 7 月 1 日
入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札		
入札保証金	免除		
契約保証金	契約金額の 10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。		
低入札価格調査制度	適用		
支払条件	前金払		請求できる
	中間前金払		請求できる
問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話 055-237-5124		

甲府市告示第 2 5 8 号

甲府市契約規則（昭和 5 0 年 1 2 月規則第 6 6 号）第 5 条の規定に基づき、次の 1 件の一般競争入札を執行する。

平成 2 6 年 6 月 9 日

甲府市長 宮 島 雅 展

一般競争入札 公告個別事項

入札番号	(建築) 7 7 号		
工事名	市立甲府病院院内保育所増築工事		
工事場所	甲府市増坪町 2 6 4 番地		
工事概要	1	工事内容	構造・規模：鉄骨造 平屋建て 増築面積 3 0 m ² 用途：保育所
	2	工期	平成 2 6 年 1 1 月 2 8 日まで
	3	予定価格 (税込み)	1 1 , 3 4 8 , 6 4 0 円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の 実施義務	不適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	建築一式 C 又は D
	3	同種工事施工実績	鉄骨造等による公共施設等の新築、改築、増築工事。ただし、1 件の工事請負額が 5 0 0 万円以上の実績に限る。 元請として平成 1 2 年 4 月 1 日以降に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が 2 0 % 以上の場合のものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載
日程	1	入札説明書等配付開始日	平成 2 6 年 6 月 9 日
	2	入札説明書等配付締切日	平成 2 6 年 6 月 1 8 日
	3	申請書受付開始日	平成 2 6 年 6 月 9 日
	4	申請書受付締切日	平成 2 6 年 6 月 1 8 日
	5	入札参加資格確認結果通知日	平成 2 6 年 6 月 2 4 日
	6	設計図書配付開始日	平成 2 6 年 6 月 9 日
	7	設計図書配付締切日	平成 2 6 年 6 月 2 5 日

	8	設計図書に関する質問 開始日	平成 2 6 年 6 月 9 日
	9	設計図書に関する質問 締切日	平成 2 6 年 6 月 2 5 日
	10	入札及び開札日時	平成 2 6 年 7 月 3 日 午前 9 時 0 5 分
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事内訳書
入札参加資格に対する 説明	1	質問	平成 2 6 年 6 月 3 0 日 午後 5 時まで
	2	回答	平成 2 6 年 7 月 1 日
入札の無効		入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札	
入札保証金		免除	
契約保証金		契約金額の 10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。	
低入札価格調査制度		適用	
支払条件	前金払		請求できる
	中間前金払		請求できる
問い合わせ先		甲府市総務部契約管財室契約課 〒 4 0 0 － 8 5 8 5 甲府市丸の内一丁目 1 8 番 1 号 電話 0 5 5 － 2 3 7 － 5 1 2 4	

甲府市告示第 2 5 9 号

甲府市契約規則（昭和 5 0 年 1 2 月規則第 6 6 号）第 5 条の規定に基づき、次の 1 件の一般競争入札を執行する。

なお、対象工事は、価格と価格以外の要素とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の工事である。

平成 2 6 年 6 月 9 日

甲府市長 宮 島 雅 展

一般競争入札（総合評価落札方式）公告個別事項

入札番号	(とび) 8 1 号		
工事名	旧中央保育所解体工事		
工事場所	甲府市中央三丁目 1 0 番 7 号		
工事概要	1	工事内容	・管理棟 構造・規模：鉄筋コンクリート造 2 階建 延べ面積 4 3 7 . 5 4 m² ・保育室棟 構造・規模：鉄筋コンクリート造 2 階建 延べ面積 8 6 0 . 5 2 m²（外廊下 1 1 0 . 8 2 m²含む） その他付属物解体 一式
	2	工期	平成 2 6 年 1 1 月 2 8 日まで
	3	予定価格 (税込み)	3 8 , 3 2 1 , 6 4 0 円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施義務	適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	とび 直近の経営事項審査結果通知書の総合評価値 (P) 8 0 0 点以上
	3	同種工事施工実績	鉄筋コンクリート造等の建築物等の解体工事。 元請として平成 1 2 年 4 月 1 日以降に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が 2 0 % 以上の場合のものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載
総合評価に	1	総合評価方式の種類	特別簡易型 I

関する事項	2	加算点の満点	10
	3	評価の基準	総合評価入札技術等審査確認資料作成要領による
日程	1	入札説明書等配付開始日	平成26年6月9日
	2	入札説明書等配付締切日	平成26年6月18日
	3	申請書受付開始日	平成26年6月9日
	4	申請書受付締切日	平成26年6月18日
	5	入札参加資格確認結果通知日	平成26年6月24日
	6	設計図書配付開始日	平成26年6月9日
	7	設計図書配付締切日	平成26年6月25日
	8	設計図書に関する質問開始日	平成26年6月9日
	9	設計図書に関する質問締切日	平成26年6月25日
	10	入札日時	平成26年7月3日 午前10時
	11	価格以外の評価点公表日	平成26年7月9日
	12	開札日時	平成26年7月15日 午前10時
	13	落札者決定日	平成26年7月16日
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 配置予定技術者の入札時の状況 工事内訳書
入札参加資格に対する説明	1	質問	平成26年6月30日 午後5時まで
	2	回答	平成26年7月1日
価格以外の評価に関する照会	1	質問	平成26年7月11日まで
	2	回答	平成26年7月14日
価格以外の評価を修正した場合		公表	平成26年7月14日
入札の無効		入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札	
入札保証金		免除	

契約保証金	契約金額の 10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。	
低入札価格調査制度	適用	
支払条件	前金払	請求できる
	中間前金払	請求できる
問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124	

甲府市告示第 2 6 0 号

甲府市契約規則（昭和 5 0 年 1 2 月規則第 6 6 号）第 5 条の規定に基づき、次の 1 件の一般競争入札を執行する。

平成 2 6 年 6 月 9 日

甲府市長 宮 島 雅 展

一般競争入札 公告個別事項

入札番号	(電気) 6 6 号		
工事名	舞鶴小学校給食室増改築（電気設備）工事		
工事場所	甲府市丸の内二丁目 3 5 番 5 号		
工事概要	1	工事内容	舞鶴小学校給食室増改築工事 (鉄骨造 平屋建て 延べ面積 2 6 0 m ²) に伴う電気設備工事 一式
	2	工期	平成 2 7 年 2 月 1 6 日まで
	3	予定価格 (税込み)	1 5, 1 0 7, 0 4 0 円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の 実施義務	不適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	電気 A 又は B
	3	同種工事施工実績	公共施設等の電気設備工事。ただし、 1 件の工事請負額が 7 0 0 万円以上の 実績に限る。 元請として平成 1 2 年 4 月 1 日以降に 完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての実 績は、出資比率が 2 0 % 以上の場合の ものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載
日程	1	入札説明書等配付開始 日	平成 2 6 年 6 月 9 日
	2	入札説明書等配付締切 日	平成 2 6 年 6 月 1 8 日
	3	申請書受付開始日	平成 2 6 年 6 月 9 日
	4	申請書受付締切日	平成 2 6 年 6 月 1 8 日
	5	入札参加資格確認結果 通知日	平成 2 6 年 6 月 2 4 日
	6	設計図書配付開始日	平成 2 6 年 6 月 9 日

	7	設計図書配付締切日	平成 26 年 6 月 25 日
	8	設計図書に関する質問 開始日	平成 26 年 6 月 9 日
	9	設計図書に関する質問 締切日	平成 26 年 6 月 25 日
	10	入札及び開札日時	平成 26 年 7 月 3 日 午前 9 時 10 分
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事内訳書
入札参加資格 に対する 説明	1	質問	平成 26 年 6 月 30 日 午後 5 時まで
	2	回答	平成 26 年 7 月 1 日
入札の無効		入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札	
入札保証金		免除	
契約保証金		契約金額の 10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の 保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、 公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結に よる保証を行った場合は、契約保証金を免除する。	
低入札価格調査 制度		適用	
支払条件	前金払		請求できる
	中間前金払		請求できる
問い合わせ先		甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124	

甲府市告示第261号

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

平成26年6月9日

甲府市長 宮 島 雅 展

一般競争入札 公告個別事項

入札番号	(電気) 82号		
工事名	(仮称) 玉諸悠遊館建設(電気設備) 工事		
工事場所	甲府市上阿原町572番地		
工事概要	1	工事内容	構造・規模：鉄骨造 2階建て 延べ面積260.00㎡ に伴う電気設備工事1式
	2	工期	平成27年2月27日まで
	3	予定価格 (税込み)	10,025,640円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の 実施義務	不適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	電気 A又はB
	3	同種工事施工実績	公共施設等の電気設備工事。ただし、 1件の工事請負額が500万円以上の 実績に限る。 元請として平成12年4月1日以降に 完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての実 績は、出資比率が20%以上の場合の ものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載
日程	1	入札説明書等配付開始 日	平成26年6月9日
	2	入札説明書等配付締切 日	平成26年6月18日
	3	申請書受付開始日	平成26年6月9日
	4	申請書受付締切日	平成26年6月18日
	5	入札参加資格確認結果 通知日	平成26年6月24日
	6	設計図書配付開始日	平成26年6月9日

	7	設計図書配付締切日	平成 26 年 6 月 25 日
	8	設計図書に関する質問 開始日	平成 26 年 6 月 9 日
	9	設計図書に関する質問 締切日	平成 26 年 6 月 25 日
	10	入札及び開札日時	平成 26 年 7 月 3 日 午前 9 時 15 分
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事内訳書
入札参加資格 に対する 説明	1	質問	平成 26 年 6 月 30 日 午後 5 時まで
	2	回答	平成 26 年 7 月 1 日
入札の無効		入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札	
入札保証金		免除	
契約保証金		契約金額の 10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の 保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、 公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結に よる保証を行った場合は、契約保証金を免除する。	
低入札価格調査 制度		適用	
支払条件	前金払		請求できる
	中間前金払		請求できる
問い合わせ先		甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話 055-237-5124	

甲府市告示第262号

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

平成26年6月9日

甲府市長 宮 島 雅 展

一般競争入札 公告個別事項

入札番号	(管) 67号		
工事名	(仮称) 玉諸悠遊館建設(機械設備) 工事		
工事場所	甲府市上阿原町572番地		
工事概要	1	工事内容	(仮称) 玉諸悠遊館建設工事 鉄骨造2階建て 延面積260㎡に伴う機械 設備工事 1式
	2	工期	平成27年2月27日まで
	3	予定価格 (税込み)	11,226,600円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の 実施義務	適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	管 A又はB
	3	同種工事施工実績	公共施設等の機械設備工事。ただし、 1件の工事請負額が500万円以上の 実績に限る。 元請として平成12年4月1日以降に 完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての実 績は、出資比率が20%以上の場合の ものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載
日程	1	入札説明書等配付開始 日	平成26年6月9日
	2	入札説明書等配付締切 日	平成26年6月18日
	3	申請書受付開始日	平成26年6月9日
	4	申請書受付締切日	平成26年6月18日
	5	入札参加資格確認結果 通知日	平成26年6月24日
	6	設計図書配付開始日	平成26年6月9日

	7	設計図書配付締切日	平成 2 6 年 6 月 2 5 日
	8	設計図書に関する質問 開始日	平成 2 6 年 6 月 9 日
	9	設計図書に関する質問 締切日	平成 2 6 年 6 月 2 5 日
	10	入札及び開札日時	平成 2 6 年 7 月 3 日 午前 9 時 2 0 分
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事内訳書
入札参加資格 に対する 説明	1	質問	平成 2 6 年 6 月 3 0 日 午後 5 時まで
	2	回答	平成 2 6 年 7 月 1 日
入札の無効		入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札	
入札保証金		免除	
契約保証金		契約金額の 10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の 保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、 公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結に よる保証を行った場合は、契約保証金を免除する。	
低入札価格調査 制度		適用	
支払条件	前金払		請求できる
	中間前金払		請求できる
問い合わせ先		甲府市総務部契約管財室契約課 〒4 0 0 - 8 5 8 5 甲府市丸の内一丁目 1 8 番 1 号 電話 0 5 5 - 2 3 7 - 5 1 2 4	

甲府市告示第 2 6 3 号

甲府市契約規則（昭和 5 0 年 1 2 月規則第 6 6 号）第 5 条の規定に基づき、次の 1 件の一般競争入札を執行する。

平成 2 6 年 6 月 9 日

甲府市長 宮 島 雅 展

一般競争入札 公告個別事項

入札番号	(管) 7 1 号		
工事名	舞鶴小学校給食室増改築（機械設備）工事		
工事場所	甲府市丸の内二丁目 3 5 番 5 号		
工事概要	1	工事内容	舞鶴小学校給食室増改築工事 (鉄骨造 平屋建て 延べ面積 2 6 0 m ²) に伴う機械設備工事 1 式
	2	工期	平成 2 7 年 2 月 1 6 日まで
	3	予定価格 (税込み)	2 3, 7 8 0, 5 2 0 円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の 実施義務	不適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	管 A 又は B
	3	同種工事施工実績	公共施設等の機械設備工事。ただし、 1 件の工事請負額が 1, 1 0 0 万円以上 の実績に限る。 元請として平成 1 2 年 4 月 1 日以降に 完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての実 績は、出資比率が 2 0 % 以上の場合の ものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載
日程	1	入札説明書等配付開始 日	平成 2 6 年 6 月 9 日
	2	入札説明書等配付締切 日	平成 2 6 年 6 月 1 8 日
	3	申請書受付開始日	平成 2 6 年 6 月 9 日
	4	申請書受付締切日	平成 2 6 年 6 月 1 8 日
	5	入札参加資格確認結果 通知日	平成 2 6 年 6 月 2 4 日
	6	設計図書配付開始日	平成 2 6 年 6 月 9 日

	7	設計図書配付締切日	平成 26 年 6 月 25 日
	8	設計図書に関する質問 開始日	平成 26 年 6 月 9 日
	9	設計図書に関する質問 締切日	平成 26 年 6 月 25 日
	10	入札及び開札日時	平成 26 年 7 月 3 日 午前 9 時 25 分
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事内訳書
入札参加資格 に対する 説明	1	質問	平成 26 年 6 月 30 日 午後 5 時まで
	2	回答	平成 26 年 7 月 1 日
入札の無効		入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札	
入札保証金		免除	
契約保証金		契約金額の 10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の 保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、 公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結に よる保証を行った場合は、契約保証金を免除する。	
低入札価格調査 制度		適用	
支払条件	前金払		請求できる
	中間前金払		請求できる
問い合わせ先		甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話 055-237-5124	

甲府市告示第 2 6 4 号

甲府市契約規則（昭和 5 0 年 1 2 月規則第 6 6 号）第 5 条の規定に基づき、次の 1 件の一般競争入札を執行する。

平成 2 6 年 6 月 9 日

甲府市長 宮 島 雅 展

一般競争入札 公告個別事項

入札番号	(管) 7 6 号		
工事名	甲府市斎場火葬炉棟空調設備改修工事		
工事場所	甲府市古府中町 5, 0 7 9 番地 6		
工事概要	1	工事内容	甲府市斎場（鉄筋コンクリート造 2 階建て 延べ面積 1 7 9 6 m ² ）火葬炉棟空調設備改修工事 1 式
	2	工期	平成 2 6 年 1 2 月 3 日まで
	3	予定価格（税込み）	2 9, 5 5 6, 3 6 0 円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施義務	適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	管 A 又は B
	3	同種工事施工実績	公共施設等の機械設備工事。ただし、1 件の工事請負額が 1, 4 0 0 万円以上の実績に限る。 元請として平成 1 2 年 4 月 1 日以降に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が 2 0 % 以上の場合のものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載
日程	1	入札説明書等配付開始日	平成 2 6 年 6 月 9 日
	2	入札説明書等配付締切日	平成 2 6 年 6 月 1 8 日
	3	申請書受付開始日	平成 2 6 年 6 月 9 日
	4	申請書受付締切日	平成 2 6 年 6 月 1 8 日
	5	入札参加資格確認結果通知日	平成 2 6 年 6 月 2 4 日
	6	設計図書配付開始日	平成 2 6 年 6 月 9 日

	7	設計図書配付締切日	平成 2 6 年 6 月 2 5 日
	8	設計図書に関する質問 開始日	平成 2 6 年 6 月 9 日
	9	設計図書に関する質問 締切日	平成 2 6 年 6 月 2 5 日
	10	入札及び開札日時	平成 2 6 年 7 月 3 日 午前 9 時 3 0 分
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事内訳書
入札参加資格に対する 説明	1	質問	平成 2 6 年 6 月 3 0 日 午後 5 時まで
	2	回答	平成 2 6 年 7 月 1 日
入札の無効		入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札	
入札保証金		免除	
契約保証金		契約金額の 10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の 保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、 公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結に よる保証を行った場合は、契約保証金を免除する。	
低入札価格調査 制度		適用	
支払条件	前金払		請求できる
	中間前金払		請求できる
問い合わせ先		甲府市総務部契約管財室契約課 〒4 0 0－8 5 8 5 甲府市丸の内一丁目 1 8 番 1 号 電話 0 5 5－2 3 7－5 1 2 4	

甲府市告示第 2 6 5 号

甲府市契約規則（昭和 5 0 年 1 2 月規則第 6 6 号）第 5 条の規定に基づき、次の 1 件の一般競争入札を執行する。

平成 2 6 年 6 月 9 日

甲府市長 宮 島 雅 展

一般競争入札 公告個別事項

入札番号	(防水) 7 8 号		
工事名	東中学校南館他屋上防水改修工事		
工事場所	甲府市東光寺二丁目 8 - 1		
工事概要	1	工事内容	屋上防水改修 2, 0 0 3. 1 m ² 他一式
	2	工期	平成 2 6 年 9 月 1 2 日まで
	3	予定価格 (税込み)	2 9, 4 3 3, 2 4 0 円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の 実施義務	不適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	防水 直近の経営事項審査結果通知書の 総合評価値 (P) 5 0 0 点以上
	3	同種工事施工実績	公共施設等の防水工事。 元請として平成 1 2 年 4 月 1 日以降に 完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての実 績は、出資比率が 2 0 % 以上の場合の ものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載
日程	1	入札説明書等配付開始 日	平成 2 6 年 6 月 9 日
	2	入札説明書等配付締切 日	平成 2 6 年 6 月 1 8 日
	3	申請書受付開始日	平成 2 6 年 6 月 9 日
	4	申請書受付締切日	平成 2 6 年 6 月 1 8 日
	5	入札参加資格確認結果 通知日	平成 2 6 年 6 月 2 4 日
	6	設計図書配付開始日	平成 2 6 年 6 月 9 日
	7	設計図書配付締切日	平成 2 6 年 6 月 2 5 日
	8	設計図書に関する質問	平成 2 6 年 6 月 9 日

		開始日	
	9	設計図書に関する質問 締切日	平成 26 年 6 月 25 日
	10	入札及び開札日時	平成 26 年 7 月 3 日 午前 9 時 40 分
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事内訳書
入札参加資格に対する 説明	1	質問	平成 26 年 6 月 30 日 午後 5 時まで
	2	回答	平成 26 年 7 月 1 日
入札の無効		入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札	
入札保証金		免除	
契約保証金		契約金額の 10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。	
低入札価格調査制度		適用	
支払条件	前金払		請求できる
	中間前金払		請求できる
問い合わせ先		甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124	

甲府市告示第266号

次の無効である介護保険被保険者証は、回収できないため、甲府市介護保険条例施行規則（平成12年3月規則第21号）第12条の規定により告示する。

平成26年6月9日

甲府市長 宮 島 雅 展

- 1 書類名 介護保険被保険者証
- 2 被保険者番号並びに住所及び氏名 別紙のとおり

甲府市告示第267号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成26年6月10日

甲府市長 宮 島 雅 展

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
甲府市国玉町字五本杉425番9及び425番20
以上2筆

- 2 公共施設の種類、位置

公共施設の種類	道路
位置及び区域	別添図のとおり

（開発登録簿及び土地利用計画図は甲府市建設部まち開発室都市計画課に備えて縦覧に供する。）

- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
中巨摩郡昭和町西条新田643番地1
株式会社山木建商
代表取締役 清水 孝允

甲府市告示第 2 6 8 号

次の市税にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 2 0 条の 2 の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

平成 2 6 年 6 月 1 1 日

甲府市長 宮 島 雅 展

- | | | | |
|---|-----------|------------------|-------------|
| 1 | 書類名 | 差押調書（謄本） | 税発第 9 2 2 号 |
| 2 | 送達を受けるべき者 | （省略） | |
| 3 | 保管場所 | 甲府市税務部収納管理室滞納整理課 | |

甲府市告示第269号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告する。

なお、次のとおり閲覧に供する。

平成26年6月11日

甲府市長 宮 島 雅 展

- 1 農用地利用集積計画の閲覧場所
甲府市丸の内一丁目18番1号
甲府市産業部農林振興室農政課
- 2 農用地利用集積計画の閲覧期間
告示の日から2週間

甲府市告示第270号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので、同法施行規則第10条の規定により告示する。
その関係図書は建設部建築指導課に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成26年6月12日

甲府市長 宮 島 雅 展

- | | | |
|---|---------|--|
| 1 | 道路の位置 | 甲府市善光寺一丁目1498番4・1501番5・1550番3
1551番3・1536番3 |
| 2 | 道路の幅員 | 4.05m～4.22m |
| 3 | 道路の延長 | 70.00m |
| 4 | 転回広場の面積 | 63.62㎡ |

甲府市告示第 2 7 1 号

地方自治法第 2 1 9 条第 2 項の規定により、平成 2 6 年 6 月市議会定例会において議決を経た補正予算を、別紙のとおり公表する。

平成 2 6 年 6 月 1 7 日

甲府市長 宮 島 雅 展

- 1 平成 2 6 年度甲府市一般会計補正予算（第 2 号）
- 2 平成 2 6 年度甲府市一般会計補正予算（第 3 号）

平成 2 6 年 6 月 1 7 日 原案可決

甲府市告示第 2 7 2 号

次の市税にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 2 0 条の 2 の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

平成 2 6 年 6 月 1 9 日

甲府市長 宮 島 雅 展

- | | | | |
|---|-----------|------------------|-------------|
| 1 | 書類名 | 差押調書（謄本） | 税発第 7 7 4 号 |
| 2 | 送達を受けるべき者 | （省略） | |
| 3 | 保管場所 | 甲府市税務部収納管理室滞納整理課 | |

予防接種法（昭和 2 3 年法律第 6 8 号）第 5 条の規定により、予防接種を実施するので、予防接種法施行令（昭和 2 3 年政令第 1 9 7 号）第 5 条の規定により公告する。

平成 2 6 年 6 月 1 9 日

甲府市長 宮 島 雅 展

1 実施内容（平成 2 6 年 7 月分）

種 類	対 象 者		場 所
Hib	初回	生後 2 月から生後 6 0 月に 至るまでの間にある者	指定 医療機関 (別掲)
	追加		
肺炎球菌 (小児がかかるもの)	初回	生後 2 月から生後 6 0 月に 至るまでの間にある者	
	追加		
百日せき ジフテリア 破傷風 不活化ポリオ (DPT-IPV)	第 1 期初回	生後 3 月から生後 9 0 月に 至るまでの間にある者	
	第 1 期追加		
百日せき ジフテリア 破傷風 (DPT)	第 1 期初回	生後 3 月から生後 9 0 月に 至るまでの間にある者	
	第 1 期追加		
単独不活化ポリオ	第 1 期初回	生後 3 月から生後 9 0 月に 至るまでの間にある者	
	第 1 期追加		
B C G	生後 1 歳に至るまでの間にある者		
麻しん風しん混合 (M R) 麻しん単独 風しん単独	第 1 期	生後 1 2 月から生後 2 4 月に 至るまでの間にある者	
	第 2 期	5 歳以上 7 歳未満の者であって、 小学校就学前の 1 年間にある者	
日本脳炎	第 1 期初回	生後 6 月から生後 9 0 月に 至るまでの間にある者	
	第 1 期追加		
	第 2 期	9 歳以上 1 3 歳未満の者	

	特例※ ¹	平成7年4月2日から平成19年4月1日の間に生まれた者
ジフテリア 破傷風 (DT トキソイド)	第2期	11歳以上13歳未満の者
子宮頸がん	12歳となる日の属する年度の初日から 16歳となる日の属する年度の末日までの 間にある女子	

※1 平成17年5月30日の接種勧奨差し控えにより、全4回の日本脳炎予防接種を完了できなかった者への救済措置。

2 予防接種を受けることが適当でない人

- (1) 明らかに発熱のある人
- (2) 重篤な急性疾患に罹っていることが明らかな人
- (3) その日に受ける予防接種によって、又は予防接種に含まれる成分でアナフィラキシーショックを起こしたことがある人
- (4) その他医師が不適当な状態と判断した場合

甲府市告示第 2 7 4 号

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 9 条第 1 項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第 3 6 条第 3 項の規定により公告する。

平成 2 6 年 6 月 1 9 日

甲府市長 宮 島 雅 展

1 開発区域に含まれる地域の名称

甲府市荒川一丁目 2 5 6 番 1、2 5 6 番 3、2 6 0 番 1 から 2 6 0 番 3 まで、
2 6 1 番、8 0 3 番 2、8 0 8 番及び 8 0 9 番の一部
以上 9 筆

2 公共施設の種類、位置

公共施設の種類	道路
位 置 及 び 区 域	別添図のとおり

（開発登録簿及び土地利用計画図は甲府市建設部まち開発室都市計画課に備えて縦覧に供する。）

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

富士吉田市上吉田 3 6 5 4 番地 1
有限会社創和
代表取締役 新 藤 幹 房

甲府市告示第 2 7 5 号

次の市税にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 2 0 条の 2 の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときにはいつでも交付する。

平成 2 6 年 6 月 2 0 日

甲府市長 宮 島 雅 展

- | | | | |
|---|-----------|------------------|---------------|
| 1 | 書類名 | 差押調書（謄本） | 税発第 1 0 5 5 号 |
| 2 | 送達を受けるべき者 | （省略） | |
| 3 | 保管場所 | 甲府市税務部収納管理室滞納整理課 | |

甲府市契約規則（昭和 5 0 年 1 2 月規則第 6 6 号）第 5 条の規定により、次の 1 件の一般競争入札を執行する。

平成 2 6 年 6 月 2 3 日

甲府市長 宮 島 雅 展

1 入札対象物品

- | | |
|----------------|---------------------|
| (1) 入札番号 | 第 9 5 3 号 |
| (2) 物件名 | 玉諸小学校給食室備品パススルー冷蔵庫他 |
| (3) 品質・規格・数量など | 入札説明書による |
| (4) 納入期限 | 入札説明書による |
| (5) 納入場所 | 入札説明書による |
| (6) 予定価格 | 公表しない |
| (7) 最低制限価格 | 設けない |

2 入札参加資格

甲府市における物品供給競争入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たす者。

- (1) 甲府市内に本店または営業所を有する者であること。
 - (2) 甲府市の物件供給競争入札参加資格の認定において、第 1 希望の業種が「調理器具」で登録されている者であること。
 - (3) 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しない者であること。
 - (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
 - (5) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市物品供給（入札等）制度要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
 - (6) 入札の日以前 6 か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。
また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から 2 年を経過していること。
 - (7) 会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
 - (8) 市税の滞納がない者であること。
 - (9) 当該物品供給について、納入が可能であることを証明できる者であること。
- 3 入札説明書、仕様書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等
- (1) 配付期間 平成 2 6 年 6 月 2 3 日（月）～平成 2 6 年 7 月 2 日（水）

(この期間内の土曜日、日曜日を除く。)

午前 9 時～午後 5 時

- (2) 配付場所 甲府市総務部契約管財室契約課
甲府市丸の内一丁目 18 番 1 号
電話 0 5 5 - 2 3 7 - 5 1 9 4

- (3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ(事業者向け情報 入札・契約／入札情報)から情報を入手する場合は、この限りでない。

- (4) 申請書等の受付期間及び場所

ア 期間 平成 26 年 6 月 23 日(月)～平成 26 年 7 月 2 日(水)

(この期間内の土曜日、日曜日を除く。)

午前 9 時～午後 5 時

イ 場所 甲府市総務部契約管財室契約課
甲府市丸の内一丁目 18 番 1 号
電話 0 5 5 - 2 3 7 - 5 1 9 4

4 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 日 時 平成 26 年 7 月 24 日(木) 午後 1 時 30 分

- (2) 場 所 甲府市役所本庁舎 6 階入札室 1
甲府市丸の内一丁目 18 番 1 号

ただし、入札場所等については変更する場合がある。

5 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 8 / 100 に相当する額を加算した金額(当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 100 / 108 に相当する金額を入札書に記載すること。

6 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において 2 に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

7 落札者の決定方法

甲府市契約規則第 12 条第 1 項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 その他

- (1) 入札保証金：免除

- (2) 契約保証金(契約金額の 10 / 100)：納付

ただし、甲府市契約規則第 34 条第 1 項第 3 号に規定する、過去 2 年の間に国(公社、公団を含む。)又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は免

除する。

(3) 契約書作成の要否：要

(4) 仕様説明会を行わない。

(5) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市契約規則による。

甲府市告示第 2 7 7 号

甲府市契約規則（昭和 5 0 年 1 2 月規則第 6 6 号）第 5 条の規定により、次の 1 件の一般競争入札を執行する。

平成 2 6 年 6 月 2 3 日

甲府市長 宮 島 雅 展

1 入札対象物品

- | | |
|----------------|-------------------|
| (1) 入札番号 | 第 9 5 4 号 |
| (2) 物件名 | 玉諸小学校給食室備品靴消毒保管庫他 |
| (3) 品質・規格・数量など | 入札説明書による |
| (4) 納入期限 | 入札説明書による |
| (5) 納入場所 | 入札説明書による |
| (6) 予定価格 | 公表しない |
| (7) 最低制限価格 | 設けない |

2 入札参加資格

甲府市における物品供給競争入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たす者。

- (1) 甲府市内に本店または営業所を有する者であること。
 - (2) 甲府市の物件供給競争入札参加資格の認定において、第 1 希望の業種が「調理器具」で登録されている者であること。
 - (3) 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しない者であること。
 - (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
 - (5) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市物品供給（入札等）制度要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
 - (6) 入札の日以前 6 か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。
また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から 2 年を経過していること。
 - (7) 会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
 - (8) 市税の滞納がない者であること。
 - (9) 当該物品供給について、納入が可能であることを証明できる者であること。
- 3 入札説明書、仕様書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等
- (1) 配付期間 平成 2 6 年 6 月 2 3 日（月）～平成 2 6 年 7 月 2 日（水）

(この期間内の土曜日、日曜日を除く。)

午前9時～午後5時

- (2) 配付場所 甲府市総務部契約管財室契約課
甲府市丸の内一丁目18番1号
電話055-237-5194

- (3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ(事業者向け情報 入札・契約／入札情報)から情報を入手する場合は、この限りでない。

- (4) 申請書等の受付期間及び場所

ア 期間 平成26年6月23日(月)～平成26年7月2日(水)

(この期間内の土曜日、日曜日を除く。)

午前9時～午後5時

イ 場所 甲府市総務部契約管財室契約課
甲府市丸の内一丁目18番1号
電話055-237-5194

4 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 日 時 平成26年7月24日(木) 午後1時50分

- (2) 場 所 甲府市役所本庁舎6階入札室1

甲府市丸の内一丁目18番1号

ただし、入札場所等については変更する場合がある。

5 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8/100に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/108に相当する金額を入札書に記載すること。

6 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

7 落札者の決定方法

甲府市契約規則第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 その他

- (1) 入札保証金：免除

- (2) 契約保証金(契約金額の10/100)：納付

ただし、甲府市契約規則第34条第1項第3号に規定する、過去2年の間に国(公社、公団を含む。)又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は免

除する。

(3) 契約書作成の要否：要

(4) 仕様説明会を行わない。

(5) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市契約規則による。

甲府市告示第278号

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定により、次の1件の一般競争入札を執行する。

平成26年6月23日

甲府市長 宮 島 雅 展

1 入札対象物品

- | | |
|----------------|----------------------|
| (1) 入札番号 | 第955号 |
| (2) 物件名 | 玉諸小学校給食室備品移動台（ドライ用）他 |
| (3) 品質・規格・数量など | 入札説明書による |
| (4) 納入期限 | 入札説明書による |
| (5) 納入場所 | 入札説明書による |
| (6) 予定価格 | 公表しない |
| (7) 最低制限価格 | 設けない |

2 入札参加資格

甲府市における物品供給競争入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たす者。

- (1) 甲府市内に本店または営業所を有する者であること。
 - (2) 甲府市の物件供給競争入札参加資格の認定において、第1希望の業種が「調理器具」で登録されている者であること。
 - (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
 - (5) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市物品供給（入札等）制度要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
 - (6) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。
また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
 - (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
 - (8) 市税の滞納がない者であること。
 - (9) 当該物品供給について、納入が可能であることを証明できる者であること。
- 3 入札説明書、仕様書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等
- (1) 配付期間 平成26年6月23日（月）～平成26年7月2日（水）

(この期間内の土曜日、日曜日を除く。)

午前9時～午後5時

- (2) 配付場所 甲府市総務部契約管財室契約課
甲府市丸の内一丁目18番1号
電話055-237-5194

- (3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ(事業者向け情報 入札・契約／入札情報)から情報を入手する場合は、この限りでない。

- (4) 申請書等の受付期間及び場所

ア 期間 平成26年6月23日(月)～平成26年7月2日(水)

(この期間内の土曜日、日曜日を除く。)

午前9時～午後5時

イ 場所 甲府市総務部契約管財室契約課
甲府市丸の内一丁目18番1号
電話055-237-5194

4 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 日 時 平成26年7月24日(木) 午後2時10分

- (2) 場 所 甲府市役所本庁舎6階入札室1
甲府市丸の内一丁目18番1号

ただし、入札場所等については変更する場合がある。

5 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8/100に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/108に相当する金額を入札書に記載すること。

6 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

7 落札者の決定方法

甲府市契約規則第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 その他

- (1) 入札保証金：免除

- (2) 契約保証金(契約金額の10/100)：納付

ただし、甲府市契約規則第34条第1項第3号に規定する、過去2年の間に国(公社、公団を含む。)又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は免

除する。

(3) 契約書作成の要否：要

(4) 仕様説明会を行わない。

(5) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市契約規則による。

甲府市告示第 2 7 9 号

甲府市契約規則（昭和 5 0 年 1 2 月規則第 6 6 号）第 5 条の規定により、次の 1 件の一般競争入札を執行する。

平成 2 6 年 6 月 2 3 日

甲府市長 宮 島 雅 展

1 入札対象物品

- | | |
|----------------|---------------------|
| (1) 入札番号 | 第 9 5 6 号 |
| (2) 物件名 | 舞鶴小学校給食室備品パススルー冷蔵庫他 |
| (3) 品質・規格・数量など | 入札説明書による |
| (4) 納入期限 | 入札説明書による |
| (5) 納入場所 | 入札説明書による |
| (6) 予定価格 | 公表しない |
| (7) 最低制限価格 | 設けない |

2 入札参加資格

甲府市における物品供給競争入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たす者。

- (1) 甲府市内に本店または営業所を有する者であること。
 - (2) 甲府市の物件供給競争入札参加資格の認定において、第 1 希望の業種が「調理器具」で登録されている者であること。
 - (3) 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しない者であること。
 - (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
 - (5) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市物品供給（入札等）制度要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
 - (6) 入札の日以前 6 か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。
また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から 2 年を経過していること。
 - (7) 会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
 - (8) 市税の滞納がない者であること。
 - (9) 当該物品供給について、納入が可能であることを証明できる者であること。
- 3 入札説明書、仕様書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等
- (1) 配付期間 平成 2 6 年 6 月 2 3 日（月）～平成 2 6 年 7 月 2 日（水）

(この期間内の土曜日、日曜日を除く。)

午前9時～午後5時

(2) 配付場所 甲府市総務部契約管財室契約課

甲府市丸の内一丁目18番1号

電話055-237-5194

(3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ(事業者向け情報 入札・契約／入札情報)から情報を入手する場合は、この限りでない。

(4) 申請書等の受付期間及び場所

ア 期間 平成26年6月23日(月)～平成26年7月2日(水)

(この期間内の土曜日、日曜日を除く。)

午前9時～午後5時

イ 場所 甲府市総務部契約管財室契約課

甲府市丸の内一丁目18番1号

電話055-237-5194

4 入札及び開札の日時及び場所

(1) 日 時 平成26年7月24日(木) 午後1時40分

(2) 場 所 甲府市役所本庁舎6階入札室1

甲府市丸の内一丁目18番1号

ただし、入札場所等については変更する場合がある。

5 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8/100に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/108に相当する金額を入札書に記載すること。

6 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

7 落札者の決定方法

甲府市契約規則第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 その他

(1) 入札保証金：免除

(2) 契約保証金(契約金額の10/100)：納付

ただし、甲府市契約規則第34条第1項第3号に規定する、過去2年の間に国(公社、公団を含む。)又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は免

除する。

(3) 契約書作成の要否：要

(4) 仕様説明会を行わない。

(5) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市契約規則による。

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定により、次の1件の一般競争入札を執行する。

平成26年6月23日

甲府市長 宮 島 雅 展

1 入札対象物品

- | | |
|----------------|-------------------|
| (1) 入札番号 | 第957号 |
| (2) 物件名 | 舞鶴小学校給食室備品靴消毒保管庫他 |
| (3) 品質・規格・数量など | 入札説明書による |
| (4) 納入期限 | 入札説明書による |
| (5) 納入場所 | 入札説明書による |
| (6) 予定価格 | 公表しない |
| (7) 最低制限価格 | 設けない |

2 入札参加資格

甲府市における物品供給競争入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たす者。

- (1) 甲府市内に本店または営業所を有する者であること。
 - (2) 甲府市の物件供給競争入札参加資格の認定において、第1希望の業種が「調理器具」で登録されている者であること。
 - (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
 - (5) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市物品供給（入札等）制度要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
 - (6) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。
また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
 - (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
 - (8) 市税の滞納がない者であること。
 - (9) 当該物品供給について、納入が可能であることを証明できる者であること。
- 3 入札説明書、仕様書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等
- (1) 配付期間 平成26年6月23日（月）～平成26年7月2日（水）

(この期間内の土曜日、日曜日を除く。)

午前9時～午後5時

- (2) 配付場所 甲府市総務部契約管財室契約課
甲府市丸の内一丁目18番1号
電話055-237-5194

- (3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ(事業者向け情報 入札・契約／入札情報)から情報を入手する場合は、この限りでない。

- (4) 申請書等の受付期間及び場所

ア 期間 平成26年6月23日(月)～平成26年7月2日(水)

(この期間内の土曜日、日曜日を除く。)

午前9時～午後5時

イ 場所 甲府市総務部契約管財室契約課
甲府市丸の内一丁目18番1号
電話055-237-5194

4 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 日 時 平成26年7月24日(木) 午後2時00分

- (2) 場 所 甲府市役所本庁舎6階入札室1

甲府市丸の内一丁目18番1号

ただし、入札場所等については変更する場合がある。

5 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8/100に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/108に相当する金額を入札書に記載すること。

6 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

7 落札者の決定方法

甲府市契約規則第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 その他

- (1) 入札保証金：免除

- (2) 契約保証金(契約金額の10/100)：納付

ただし、甲府市契約規則第34条第1項第3号に規定する、過去2年の間に国(公社、公団を含む。)又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は免

除する。

(3) 契約書作成の要否：要

(4) 仕様説明会を行わない。

(5) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市契約規則による。

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定により、次の1件の一般競争入札を執行する。

平成26年6月23日

甲府市長 宮 島 雅 展

1 入札対象物品

- | | |
|----------------|----------------------|
| (1) 入札番号 | 第958号 |
| (2) 物件名 | 舞鶴小学校給食室備品移動台（ドライ用）他 |
| (3) 品質・規格・数量など | 入札説明書による |
| (4) 納入期限 | 入札説明書による |
| (5) 納入場所 | 入札説明書による |
| (6) 予定価格 | 公表しない |
| (7) 最低制限価格 | 設けない |

2 入札参加資格

甲府市における物品供給競争入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たす者。

- (1) 甲府市内に本店または営業所を有する者であること。
 - (2) 甲府市の物件供給競争入札参加資格の認定において、第1希望の業種が「調理器具」で登録されている者であること。
 - (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
 - (5) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市物品供給（入札等）制度要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
 - (6) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。
また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
 - (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
 - (8) 市税の滞納がない者であること。
 - (9) 当該物品供給について、納入が可能であることを証明できる者であること。
- 3 入札説明書、仕様書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等
- (1) 配付期間 平成26年6月23日（月）～平成26年7月2日（水）

(この期間内の土曜日、日曜日を除く。)

午前 9 時～午後 5 時

(2) 配付場所 甲府市総務部契約管財室契約課

甲府市丸の内一丁目 18 番 1 号

電話 055-237-5194

(3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ(事業者向け情報 入札・契約／入札情報)から情報を入手する場合は、この限りでない。

(4) 申請書等の受付期間及び場所

ア 期間 平成 26 年 6 月 23 日(月)～平成 26 年 7 月 2 日(水)

(この期間内の土曜日、日曜日を除く。)

午前 9 時～午後 5 時

イ 場所 甲府市総務部契約管財室契約課

甲府市丸の内一丁目 18 番 1 号

電話 055-237-5194

4 入札及び開札の日時及び場所

(1) 日 時 平成 26 年 7 月 24 日(木) 午後 2 時 20 分

(2) 場 所 甲府市役所本庁舎 6 階入札室 1

甲府市丸の内一丁目 18 番 1 号

ただし、入札場所等については変更する場合がある。

5 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 8/100 に相当する額を加算した金額(当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 100/108 に相当する金額を入札書に記載すること。

6 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において 2 に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

7 落札者の決定方法

甲府市契約規則第 12 条第 1 項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 その他

(1) 入札保証金：免除

(2) 契約保証金(契約金額の 10/100)：納付

ただし、甲府市契約規則第 34 条第 1 項第 3 号に規定する、過去 2 年の間に国(公社、公団を含む。)又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は免

除する。

(3) 契約書作成の要否：要

(4) 仕様説明会を行わない。

(5) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市契約規則による。

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定により、次の1件の一般競争入札を執行する。

平成26年6月23日

甲府市長 宮 島 雅 展

1 入札対象物品

- | | |
|----------------|----------|
| (1) 入札番号 | 第1008号 |
| (2) 物件名 | 避難所用マット |
| (3) 品質・規格・数量など | 入札説明書による |
| (4) 納入期限 | 入札説明書による |
| (5) 納入場所 | 入札説明書による |
| (6) 予定価格 | 公表しない |
| (7) 最低制限価格 | 設けない |

2 入札参加資格

甲府市における物品供給競争入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たす者。

- (1) 甲府市内に本店または本社を有する者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であつてその役員が暴力団員でないこと。
- (4) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市物品供給（入札等）制度要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (5) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。
また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (7) 市税の滞納がない者であること。
- (8) 当該物品供給について、納入が可能であることを証明できる者であること。

3 入札説明書、仕様書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等

- (1) 配付期間 平成26年6月23日（月）～平成26年7月2日（水）
（この期間内の土曜日、日曜日を除く。）
午前9時～午後5時

- (2) 配付場所 甲府市総務部契約管財室契約課
甲府市丸の内一丁目18番1号
電話055-237-5194
- (3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ（事業者向け情報 入札・契約／入札情報）から情報を入手する場合は、この限りでない。
- (4) 申請書等の受付期間及び場所
ア 期間 平成26年6月23日（月）～平成26年7月2日（水）
（この期間内の土曜日、日曜日を除く。）
午前9時～午後5時
イ 場所 甲府市総務部契約管財室契約課
甲府市丸の内一丁目18番1号
電話055-237-5194
- 4 入札及び開札の日時及び場所
(1) 日 時 平成26年7月24日（木） 午後2時30分
(2) 場 所 甲府市役所本庁舎6階入札室1
甲府市丸の内一丁目18番1号
ただし、入札場所等については変更する場合がある。
- 5 入札方法
落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8／100に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100／108に相当する金額を入札書に記載すること。
- 6 入札の無効
この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。
- 7 落札者の決定方法
甲府市契約規則第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- 8 その他
(1) 入札保証金：免除
(2) 契約保証金（契約金額の10／100）：納付
ただし、甲府市契約規則第34条第1項第3号に規定する、過去2年の間に国（公社、公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は免除する。
(3) 契約書作成の要否：要

- (4) 仕様説明会を行わない。
- (5) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市契約規則による。

甲府市告示第 283 号

甲府市契約規則（昭和 50 年 12 月規則第 66 号）第 5 条の規定に基づき、次の 1 件の一般競争入札を執行する。

なお、対象工事は、価格と価格以外の要素とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の工事である。

平成 26 年 6 月 23 日

甲府市長 宮 島 雅 展

一般競争入札（総合評価落札方式）公告個別事項

入札番号	(建築) 94 号		
工事名	(仮称) 北新団地 (D 棟) 建替 (建築主体) 工事		
工事場所	甲府市北新二丁目地内		
工事概要	1	工事内容	○ (仮称) 北新団地 (D 棟) 建替 (建築主体) 工事 構造・規模：鉄筋コンクリート造、4 階建て、 延床面積 2,297.49 m ² 用途：公営住宅
	2	工期	平成 27 年 9 月 30 日まで
	3	予定価格 (税込み)	516,748,680 円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の 実施義務	適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	建築一式 次の 3 者を構成員とする自主結成による 特定建設工事共同企業体 AAA 3 者又は AAB 3 者
	3	同種工事施工実績	鉄筋コンクリート造等による共同住宅 又は公共施設等の新築、改築、増築工 事。ただし、1 件の工事請負額が 2 億 5 千万円以上の実績に限る。 共同企業体の代表構成員が元請として 平成 12 年 4 月 1 日以降に完成、引き 渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての実 績は、出資比率が 20% 以上の場合の ものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載
総合評価に	1	総合評価方式の種類	簡易型 (Ⅱ)

関する事項	2	加算点の満点	20
	3	評価の基準	総合評価入札技術等審査確認資料作成要領による
日程	1	入札説明書等配付開始日	平成26年6月23日
	2	入札説明書等配付締切日	平成26年7月2日
	3	申請書受付開始日	平成26年6月23日
	4	申請書受付締切日	平成26年7月2日
	5	入札参加資格確認結果通知日	平成26年7月8日
	6	設計図書配付開始日	平成26年6月23日
	7	設計図書配付締切日	平成26年7月9日
	8	設計図書に関する質問開始日	平成26年6月23日
	9	設計図書に関する質問締切日	平成26年7月9日
	10	入札日時	平成26年7月17日 午前10時10分
	11	価格以外の評価点公表日	平成26年7月23日
	12	開札日時	平成26年7月29日 午前10時10分
	13	落札者決定日	平成26年7月30日
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 配置予定技術者の入札時の状況 施工計画書 工事内訳書
入札参加資格に対する説明	1	質問	平成26年7月14日 午後5時まで
	2	回答	平成26年7月15日
価格以外の評価に関する照会	1	質問	平成26年7月25日まで
	2	回答	平成26年7月28日
価格以外の評価を修正した場合		公表	平成26年7月28日
入札の無効		入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札	

入札保証金	免除	
契約保証金	契約金額の 10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。	
低入札価格調査制度	適用	
支払条件	前金払	請求できる
	中間前金払	請求できる（ただし、部分払との選択制とする。
	部分払	請求できる
年度支払限度額	平成 2 6 年度	請負代金額の 4 割まで
	平成 2 7 年度	残金
問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒 4 0 0 - 8 5 8 5 甲府市丸の内一丁目 1 8 番 1 号	

甲府市告示第 284 号

甲府市契約規則（昭和 50 年 12 月規則第 66 号）第 5 条の規定に基づき、次の 1 件の一般競争入札を執行する。

平成 26 年 6 月 23 日

甲府市長 宮 島 雅 展

一般競争入札 公告個別事項

入札番号	(防水) 89 号		
工事名	舞鶴小学校南館他屋上防水改修工事		
工事場所	甲府市丸の内二丁目 35-5		
工事概要	1	工事内容	屋上防水改修 942.2 m ²
	2	工期	平成 26 年 9 月 12 日まで
	3	予定価格 (税込み)	15,895,440 円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の 実施義務	不適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	防水 直近の経営事項審査結果通知書の 総合評価値 (P) 500 点以上
	3	同種工事施工実績	公共施設等の防水工事。 元請として平成 12 年 4 月 1 日以降に 完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての実 績は、出資比率が 20% 以上の場合の ものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載
日程	1	入札説明書等配付開始 日	平成 26 年 6 月 23 日
	2	入札説明書等配付締切 日	平成 26 年 7 月 2 日
	3	申請書受付開始日	平成 26 年 6 月 23 日
	4	申請書受付締切日	平成 26 年 7 月 2 日
	5	入札参加資格確認結果 通知日	平成 26 年 7 月 8 日
	6	設計図書配付開始日	平成 26 年 6 月 23 日
	7	設計図書配付締切日	平成 26 年 7 月 9 日
	8	設計図書に関する質問	平成 26 年 6 月 23 日

		開始日	
	9	設計図書に関する質問 締切日	平成 2 6 年 7 月 9 日
	10	入札及び開札日時	平成 2 6 年 7 月 1 7 日 午前 1 0 時 1 5 分
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事内訳書
入札参加資格に対する 説明	1	質問	平成 2 6 年 7 月 1 4 日 午後 5 時まで
	2	回答	平成 2 6 年 7 月 1 5 日
入札の無効		入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札	
入札保証金		免除	
契約保証金		契約金額の 10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。	
低入札価格調査制度		適用	
支払条件	前金払		請求できる
	中間前金払		請求できる
問い合わせ先		甲府市総務部契約管財室契約課 〒 4 0 0 － 8 5 8 5 甲府市丸の内一丁目 1 8 番 1 号 電話 0 5 5 － 2 3 7 － 5 1 2 4	

甲府市告示第 2 8 5 号

甲府農業振興地域整備計画を変更したので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和 4 4 年法律第 5 8 号）第 1 3 条第 4 項において準用する同法第 1 2 条第 1 項の規定により公告し、同条第 2 項の規定により当該農業振興地域整備計画書を次により縦覧に供する。

平成 2 6 年 6 月 2 3 日

甲府市長 宮 島 雅 展

1 縦覧場所

甲府市丸の内一丁目 1 8 番 1 号
甲府市産業部農林振興室農政課

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定により、次の一般競争入札を執行する。

平成26年6月23日

甲府市長 宮 島 雅 展

1 一般競争入札に付する事項

(1) 貸付物件

次の物件ごとに入札に付する。

施設名称：市立甲府病院

所在地：甲府市増坪町366番地

貸付場所	貸付面積	設置 台数	備考
1階北玄関エレベータホール横	1.485㎡	1台	カップ式飲料用自動販売機

(2) 予定価格 公表しない。

(3) 貸付期間 平成26年8月27日（水）から平成33年9月30日（木）まで

(4) 用途 自動販売機の設置・運営に限る。

2 一般競争入札参加資格

次の要件をすべて満たす法人又は個人に限り応募することができる。

(1) 過去3年間に於いて、400床以上の医療機関に対し、カップ式飲料用自動販売機の設置・保守・運用の実績を有すること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する一般競争入札に参加させることができない者又は同条第2項各号に掲げる者のいずれにも該当しない法人又は個人であること。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であつてその役員が暴力団員でないこと。

(4) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でないこと。

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けたものを除く。）でないこと。

(6) 国税及び本店・支店等が所在する市町村の税を滞納していないこと。

3 募集要項、仕様書の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等

(1) 配付期間 平成26年6月23日（月）から平成26年7月8日（火）まで
（この期間内の土曜日、日曜日、祝祭日は除く。）

午前9時から午後5時まで

- (2) 配付場所 市立甲府病院事務局 病院事務総室 総務課
甲府市増坪町366番地（市立甲府病院2階）
電話番号055-244-1111（代表） 内線2015
- (3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ（事業者向け情報／入札・契約／入札情報）・市立甲府病院ホームページから情報を入手する場合は、この限りではない。

4 入札参加申込み

この入札に参加を希望する者は、この入札に参加を希望する者は、次の提出書類を申込期間内に申込場所まで持参すること。また、申込期間内に提出されない場合及び提出書類に不備がある場合は、受付することができないため留意すること。

- (1) 申込期間 平成26年6月23日（月）から平成26年7月8日（火）まで
（この期間内の土曜日、日曜日、祝祭日は除く。）
午前9時から午後5時まで
- (2) 申込場所 市立甲府病院事務局 病院事務総室 総務課（市立甲府病院2階）
〒400-0832 甲府市増坪町366番地
電話番号055-244-1111（代表） 内線2015

5 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 日時 平成26年7月25日（金）午前10時より
- (2) 場所 市立甲府病院第3会議室
甲府市増坪町366番地
ただし、入札場所等については、変更する場合がある。

6 入札方法

- (1) 電送及び郵送による入札は認めないため、指定日時に指定場所に集合して下さい。
- (2) 入札時間に遅れた場合は、入札に参加できません。
- (3) 入札書は本市所定の用紙を使用し、入札金額は、1年間の貸付料の金額（消費税抜き）を記載して下さい。
- (4) 代理人が入札するときには、入札前に委任状を提出して下さい。
- (5) 入札執行回数は最大2回とします。
- (6) 入札金額を訂正したもの、入札書の価格、氏名等の確認のできないもの
その他入札に関し、甲府市の定める条件に違反した入札は全て無効とします。
- (7) 入札参加者は、入札執行に先立ち、市長が入札参加資格のあることを確認
した旨の「入札参加資格確認通知書」を入札執行担当職員に提示して下さい。
- (8) 入札参加者は、入札参加資格者ごとに1名とします。
- (9) 入札参加受付後に入札を辞退する場合は、入札日の前日午後3時までに書面
（様式第6号）で届け出るものとします。

7 入札の無効

この告示に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

8 落札者の決定

甲府市が定める予定価格以上で、最高の金額をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

9 その他

(1) 入札保証金 免除

(2) 契約保証金

設置事業者として決定した者は、契約締結に際して、契約保証金として契約金額の100分の10の額を納付しなければならない。ただし、甲府市契約規則第34条第1項第3号に規定する、過去2年の間に国（公社、公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は免除とする。

(3) 契約書作成の要否 要

(4) 説明会 行わない。

(5) その他 詳細は、募集要項及び仕様書による。

甲府市告示第 2 8 7 号

次の市税にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 2 0 条の 2 の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

平成 2 6 年 6 月 2 4 日

甲府市長 宮 島 雅 展

- | | | | |
|---|-----------|------------------|---------------|
| 1 | 書類名 | 配当計算書（謄本） | 税発第 1 1 6 0 号 |
| | | 配当計算書（謄本） | 税発第 1 1 6 2 号 |
| | | 充当通知書 | 税発第 1 1 6 1 号 |
| 2 | 送達を受けるべき者 | （省略） | |
| 3 | 保管場所 | 甲府市税務部収納管理室滞納整理課 | |

甲府市告示第 2 8 8 号

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 9 条第 1 項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第 3 6 条第 3 項の規定により公告する。

平成 2 6 年 6 月 2 4 日

甲府市長 宮 島 雅 展

1 開発区域に含まれる地域の名称

甲府市徳行五丁目 1 7 8 8 番 2 から 1 7 8 8 番 4 まで、1 7 9 5 番 1 及び
1 7 9 5 番 5 から 1 7 9 5 番 1 2 まで
以上 1 2 筆及び水

2 公共施設の種類、位置

公共施設の種類	道路及び下水道
位 置 及 び 区 域	別添図のとおり

（開発登録簿及び土地利用計画図は甲府市建設部まち開発室都市計画課に備え置いて縦覧に供する。）

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

甲府市下飯田二丁目 1 1 番 2 1 号
日信建物株式会社
代表取締役 川 口 洋 也

甲府市告示第 2 8 9 号

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 9 条第 1 項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第 3 6 条第 3 項の規定により公告する。

平成 2 6 年 6 月 2 4 日

甲府市長 宮 島 雅 展

1 開発区域に含まれる地域の名称

甲府市大里町字東耕地 2 4 8 9 番 2 から 2 4 8 9 番 6 まで、2 4 9 5 番 1 及び
2 4 9 5 番 5 から 2 4 9 5 番 7 まで
以上 9 筆及び水・道

2 公共施設の種類、位置

公共施設の種類	道路及び下水道
位 置 及 び 区 域	別添図のとおり

（開発登録簿及び土地利用計画図は甲府市建設部まち開発室都市計画課に備えて縦覧に供する。）

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

甲府市伊勢四丁目 2 2 番 1 号
西甲府住宅株式会社
代表取締役 戸 田 克 己

甲府市告示第 2 9 0 号

次の国民健康保険被保険者証は、回収できないため、甲府市国民健康保険条例施行規則（昭和 3 5 年 1 1 月規則第 5 2 号）第 1 3 条の規定により無効である旨を告示する。

平成 2 6 年 6 月 2 6 日

甲府市長 宮 島 雅 展

- | | | | |
|---|----------------------|-------------|--------|
| 1 | 書類名 | 国民健康保険被保険者証 | |
| 2 | 世帯主住所並びに被保険者氏名及び記号番号 | | 別紙のとおり |

甲府市告示第 2 9 1 号

別紙の者は、住民基本台帳法施行令（昭和 4 2 年政令第 2 9 2 号）第 1 2 条第 1 項の規定に基づき、住民票を消除したので、同条第 4 項の規定により公示する。

平成 2 6 年 6 月 2 7 日

甲府市長 宮 島 雅 展

甲府市告示第292号

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定により、次の1件の一般競争入札を執行する。

平成26年6月27日

甲府市長 宮 島 雅 展

1 入札対象業務

- | | |
|-------------|------------------------|
| (1) 入 札 番 号 | 業務委託 第391号 |
| (2) 業 務 名 称 | 第2次甲府市観光振興基本計画策定支援業務委託 |
| (3) 履 行 期 間 | 契約締結日から平成27年3月31日まで |
| (4) 履 行 場 所 | 仕様書による |
| (5) 業 務 内 容 | 仕様書による |
| (6) 予 定 価 格 | 公表しない |
| (7) 最低制限価格 | 設けない |

2 入札参加資格

甲府市における物品供給入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たす者

- (1) 山梨県内に本店、本社又は営業所等を有する者であること。
- (2) 平成21年4月1日以降に地方公共団体等が行う計画策定に係る業務の受託実績を有する者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していない者であること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (5) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (6) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。
また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けたものを除く。）でないこと。
- (8) 市税の滞納がない者であること。

3 仕様書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等

- (1) 配付期間 平成26年6月27日（金）～平成26年7月7日（月）

(この期間内の土曜日、日曜日を除く。)

午前9時00分～午後5時00分

(2) 配付場所 甲府市産業部産業総室総務課

甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市役所本庁舎8階

電話055-237-5687

(3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は伝送は行わない。ただし、甲府市ホームページ(事業者向け情報 入札・契約／入札情報)から情報を入手する場合は、この限りでない。

(4) 申請書等の受付期間及び場所

ア 期間 平成26年6月27日(金)～平成26年7月7日(月)

(この期間内の土曜日、日曜日を除く。)

午前9時00分～午後5時00分

イ 場所 甲府市産業部産業総室総務課

甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市役所本庁舎8階

電話055-237-5687

4 入札・開札の日時及び場所

(1) 日 時 平成26年7月11日(金) 午前10時00分

(2) 場 所 甲府市役所本庁舎8階 会議室8-1

甲府市丸の内一丁目18番1号

ただし、入札場所等については変更する場合がある。

5 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8/100に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/108に相当する金額を入札書に記載すること。

6 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

7 落札者の決定方法

甲府市契約規則第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 その他

(1) 入札保証金：免除

(2) 契約保証金(契約金額の10/100)：納付

ただし、甲府市契約規則第34条第3号に規定する、過去2年の間に国(公社、公団を含む。)又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は免除する。

- (3) 契約書作成の要否：要
- (4) 仕様説明会を行わない。
- (5) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市契約規則による。

甲府市告示第 2 9 3 号

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 9 条第 1 項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第 3 6 条第 3 項の規定により公告する。

平成 2 6 年 6 月 3 0 日

甲府市長 宮 島 雅 展

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
甲府市宮原町字櫻林 2 0 1 番 2 及び 2 0 1 番 5
以上 2 筆
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
甲府市大里町 1 4 1 5 番地
4 - 1 0 9
長澤 龍哉

甲府市告示第 294 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定により公告する。

平成 26 年 6 月 30 日

甲府市長 宮 島 雅 展

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
甲府市国玉町字牛飼 1200 番 1 及び 1200 番 7 から 1200 番 11 まで
以上 6 筆
- 2 公共施設の種類、位置

公共施設の種類	道路及び下水道
位置及び区域	別添図のとおり

（開発登録簿及び土地利用計画図は甲府市建設部まち開発室都市計画課に備えて縦覧に供する。）

- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
甲府市伊勢四丁目 22 番 1 号
西甲府住宅株式会社
代表取締役 戸田 克己

教育委員会

甲府市私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 26 年 6 月 17 日

甲府市教育委員会

委員長 平賀 数人

甲府市教育委員会規則第 6 号

甲府市私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則の一部を改正する規則

甲府市私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則（平成 13 年 6 月教委規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

別表中「229,200円」及び「268,000円」を「308,000円」

に、

	308,000円
--	----------

を

51,400円	308,000円
---------	----------

」

に、「249,000円」を「308,000円」に、「226,000円」を「253,000円」に、「163,000円」を「211,000円」に、

「

第 4 階層	当該年度に納付すべき市町村民税の所得割課税額が B の額以下の世帯	114,000円	308,000円
--------	-----------------------------------	----------	----------

を

「

第 4 階層	当該年度に納付すべき市町村民税の所得割課税額が B の額以下の世帯	185, 000円	308, 000円	に 」
上記区分以外の世帯		51, 400円	102, 600円	

改める。

附則に次の 1 項を加える。

- 3 当分の間、別表中「生活保護法の規定による保護を受けている世帯」とあるのは、「平成 2 5 年厚生労働省告示第 1 7 4 号による改正前の生活保護法による保護の基準（昭和 3 8 年厚生省告示第 1 5 8 号）を適用した場合に、保護を受けることのできる世帯」とする。

第 1 号様式及び第 2 号様式を次のように改める。

第1号様式（第3条関係）

年 月 日

（あて先）甲府市福祉部長

住 所

学校法人名

幼稚園名

幼稚園長

又は設置者名

⑤

年度幼稚園就園奨励費補助金交付申請書

年度幼稚園就園奨励費補助金を、次のとおり交付されるよう甲府市私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則第3条の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

補助金交付申請額

円

第2号様式（第3条関係）

年度幼稚園就園奨励費補助金に係る事業計画書

保育料等減免 措置階層区分		(a) 減 免 額 円		幼 稚 園 名		
				(b) 補助人員 人	(a) × (b) 補助金額 円	補助申請額 円
生活保護世帯	従来条件	第1子				
		第2子				
		第3子以降				
	新条件	第2子				
		第3子以降				
市町村民税非課税世帯	従来条件	第1子				
		第2子				
		第3子以降				
	新条件	第2子				
		第3子以降				
市町村民税所得割非課税世帯	従来条件	第1子				
		第2子				
		第3子以降				
	新条件	第2子				
		第3子以降				
市町村民税所得割課税額がAの額以下の世帯	従来条件	第1子				
		第2子				
		第3子以降				
	新条件	第2子				
		第3子以降				
市町村民税所得割課税額がBの額以下の世帯	従来条件	第1子				
		第2子				
		第3子以降				
	新条件	第2子				
		第3子以降				
上記区分以外の世帯	従来条件	第2子				
		第3子以降				
	新条件	第2子				
		第3子以降				
小 計	従来条件	第 1 子				
		第 2 子				
		第3子以降				
	小計①					
	新条件	第 2 子				
		第3子以降				
	小計②					
合 計						

第4号様式を次のように改める。

第4号様式（第3条関係）

年 月 日

（あて先）甲府市福祉部長

住 所

学校法人名

幼稚園名

幼稚園長

又は設置者名

⑨

年度幼稚園就園奨励費補助金交付変更申請書

年度幼稚園就園奨励費補助金を、次のとおり交付されるよう甲府市
私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則第3条第2項の規定に基づき、関係書類
を添えて申請します。

補助金交付変更申請額

円

第7号様式から第9号様式までを次のように改める。
第7号様式（第5条関係）

文書番号
年 月 日

様

園名

園長名

印

年度保育料等減免措置通知書

保育料等減免措置に関する調書をもって申請のありました保育料等の減免措置について、平成 年 月から平成 年 月までの保育料等の一部を、次のとおり減免いたします。

減免額

円

第 8 号様式（第 6 条関係）

文 書 番 号
平成 年 月 日

（あて先）甲府市福祉部長

住所
学校法人名
幼稚園名
幼稚園長又は
設置者名

㊞

年度幼稚園就園奨励費補助金実績報告書

甲府市私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則第 6 条の規定により、関係書類を添えて
次のとおり報告します。

区 分				(a) 補 助 金 額		(b) 減 免 額		(a) - (b) 不 要 額 金額
				人数	金額	人数	金額	
生活保護世帯	従来条件	第 1 子						
		第 2 子						
		第 3 子以降						
	新条件	第 2 子						
		第 3 子以降						
市町村民税非課税世帯	従来条件	第 1 子						
		第 2 子						
		第 3 子以降						
	新条件	第 2 子						
		第 3 子以降						
市町村民税所得割非課税世帯	従来条件	第 1 子						
		第 2 子						
		第 3 子以降						
	新条件	第 2 子						
		第 3 子以降						
市町村民税所得割課税額がAの額以下の世帯	従来条件	第 1 子						
		第 2 子						
		第 3 子以降						
	新条件	第 2 子						
		第 3 子以降						
市町村民税所得割課税額がBの額以下の世帯	従来条件	第 1 子						
		第 2 子						
		第 3 子以降						
	新条件	第 2 子						
		第 3 子以降						
上記区分以外の世帯	従来条件	第 2 子						
		第 3 子以降						
	新条件	第 2 子						
		第 3 子以降						
小 計	従来条件	第 1 子						
		第 2 子						
		第 3 子以降						
	新条件	第 2 子						
		第 3 子以降						
合 計								

年度保育料等減免措置者名簿

条件		歳児 第1子 ・ 第2子 ・ 第3子以降					幼稚園名		
番号	氏名	保護者名	減免額						備考
			生活保護世帯	市町村民税非課税世帯	市町村民税所得割非課税世帯	市町村民税所得割課税額がAの額以下の世帯	市町村民税所得割課税額がBの額以下の世帯	左記区分以外の世帯	
計		(人数)							
		(補助額)							

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の甲府市私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則の規定は、平成２６年４月１日から適用する。

甲府市教育委員会告示第2号

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定により、次の1件の一般競争入札を執行する。

平成26年6月27日

甲府市教育委員会
委員長 平 賀 数 人

1 入札対象業務

- | | |
|------------|----------------------|
| (1) 入札番号 | (教委) 第2号 |
| (2) 業務名称 | 小学校消火設備及び避難器具等点検業務委託 |
| (3) 履行期間 | 契約締結日から平成27年3月31日まで |
| (4) 履行場所 | 仕様書による |
| (5) 業務内容 | 仕様書による |
| (6) 予定価格 | 公表しない |
| (7) 最低制限価格 | 設けない |

2 入札参加資格

甲府市における物品供給競争入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たす者

- (1) 甲府市内に本店、本社又は営業所を有する者であること。
- (2) 甲府市における物品供給競争入札参加資格の認定において、業種が「ポンプ・消火器」で登録されている者であること。
- (3) 本委託を遂行するための有資格者（消防設備点検資格者、若しくは消防設備士）を雇用していること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していない者であること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であつてその役員が暴力団員でないこと。
- (6) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (7) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。
また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けたものを除く。）でないこと。

- (9) 市税の滞納がない者であること。
- 3 仕様書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等
- (1) 配付期間 平成26年6月27日(金)～平成26年7月7日(月)
(この期間内の土曜日、日曜日を除く。)
午前9時00分～午後5時00分
- (2) 配付場所 甲府市教育委員会総務課
甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市役所本庁舎9階
- (3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ(事業者向け情報 入札・契約／入札情報)から情報を入手する場合は、この限りでない。
- (4) 申請書等の受付期間及び場所
- ア 期間 平成26年6月27日(金)～平成26年7月7日(月)
(この期間内の土曜日、日曜日を除く。)
午前9時00分～午後5時00分
- イ 場所 甲府市教育委員会総務課
甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市役所本庁舎9階
電話 055-223-7320
- 4 入札及び開札の日時及び場所
- (1) 日 時 平成26年7月28日(月) 午前10時00分
- (2) 場 所 甲府市役所本庁舎9階 会議室9-2
甲府市丸の内一丁目18番1号
ただし、入札場所等については変更する場合がある。
- 5 入札方法
- 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8/100に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/108に相当する金額を入札書に記載すること。
- 6 入札の無効
- この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。
- 7 落札者の決定方法
- 甲府市契約規則第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- 8 その他
- (1) 入札保証金：免除
- (2) 契約保証金(契約金額の10/100)：納付
- ただし、甲府市契約規則第34条第1項第3号に規定する、過去2年の間に国(公社、公団を含む。)又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする

契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は免除する。

(3) 契約書作成の要否：要

(4) 仕様説明会を行わない。

(5) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市契約規則による。

甲府市教育委員会告示第3号

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定により、次の1件の一般競争入札を執行する。

平成26年6月27日

甲府市教育委員会
委員長 平 賀 数 人

1 入札対象業務

- | | |
|------------|----------------------|
| (1) 入札番号 | (教委) 第3号 |
| (2) 業務名称 | 中学校消火設備及び避難器具等点検業務委託 |
| (3) 履行期間 | 契約締結日から平成27年3月31日まで |
| (4) 履行場所 | 仕様書による |
| (5) 業務内容 | 仕様書による |
| (6) 予定価格 | 公表しない |
| (7) 最低制限価格 | 設けない |

2 入札参加資格

甲府市における物品供給競争入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たす者

- (1) 甲府市内に本店、本社又は営業所を有する者であること。
- (2) 甲府市における物品供給競争入札参加資格の認定において、業種が「ポンプ・消火器」で登録されている者であること。
- (3) 本委託を遂行するための有資格者（消防設備点検資格者、若しくは消防設備士）を雇用していること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していない者であること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であつてその役員が暴力団員でないこと。
- (6) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (7) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。
また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けたものを除く。）でないこと。

- (9) 市税の滞納がない者であること。
- 3 仕様書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等
- (1) 配付期間 平成26年6月27日(金)～平成26年7月7日(月)
(この期間内の土曜日、日曜日を除く。)
午前9時00分～午後5時00分
- (2) 配付場所 甲府市教育委員会総務課
甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市役所本庁舎9階
- (3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ(事業者向け情報 入札・契約／入札情報)から情報を入手する場合は、この限りでない。
- (4) 申請書等の受付期間及び場所
- ア 期間 平成26年6月27日(金)～平成26年7月7日(月)
(この期間内の土曜日、日曜日を除く。)
午前9時00分～午後5時00分
- イ 場所 甲府市教育委員会総務課
甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市役所本庁舎9階
電話 055-223-7320
- 4 入札及び開札の日時及び場所
- (1) 日 時 平成26年7月28日(月) 午前10時30分
- (2) 場 所 甲府市役所本庁舎9階 会議室9-2
甲府市丸の内一丁目18番1号
ただし、入札場所等については変更する場合がある。
- 5 入札方法
- 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8/100に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/108に相当する金額を入札書に記載すること。
- 6 入札の無効
- この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。
- 7 落札者の決定方法
- 甲府市契約規則第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- 8 その他
- (1) 入札保証金：免除
- (2) 契約保証金(契約金額の10/100)：納付
- ただし、甲府市契約規則第34条第1項第3号に規定する、過去2年の間に国(公社、公団を含む。)又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする

契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は免除する。

(3) 契約書作成の要否：要

(4) 仕様説明会を行わない。

(5) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市契約規則による。

選挙管理委員会

甲府市選挙管理委員会規程第1号

甲府市農業委員会委員選挙における候補者氏名等の掲示に関する規程を次のように定める。

平成26年6月29日

甲府市選挙管理委員会

委員長 今 井 晃

甲府市農業委員会委員選挙における候補者氏名等の掲示に関する
規程

(趣旨)

第1条 この規程は、甲府市選挙管理委員会（以下「委員会」という。）が管理する甲府市農業委員会委員選挙（以下「農業委員選挙」という。）における候補者の氏名及び党派別の掲示について必要な事項を定めるものとする。

(候補者の氏名等の掲示)

第2条 委員会は、農業委員選挙において、当該選挙の当日、投票所内の投票を記載する場所その他適当な箇所に、候補者の氏名（農業委員会等に関する法律施行令（昭和26年政令第78号）第6条において準用する公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第89条第5項において準用する同令第88条第8項の規定による認定を受けた場合は、当該認定に係る通称）及び党派別（以下「候補者氏名等」という。）の掲示を行うものとする。

2 委員会は、農業委員選挙において、当該選挙の期日の告示のあった日（以下「告示日」という。）の翌日から選挙の期日の前日までの間、期日

前投票所又は委員会の委員長の管理する不在者投票所内の投票を記載する場所その他適当な箇所に、候補者氏名等の掲示を行うものとする。

3 前2項の掲示は、選挙区ごとに別記様式により行うものとする。

(掲載の順序等)

第3条 候補者氏名等の掲示の掲載順序は、委員会が告示日の午後5時以降にくじで定める。

2 前項のくじを行う日時及び場所は、告示日に告示するものとし、これを変更しようとする場合も同様とする。

3 第1項のくじには、候補者又はその代理人が立ち会うことができるものとする。

(補充立候補が行われた場合の措置)

第4条 委員会は、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）第11条において準用する公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「公選法」という。）第86条の4第5項の規定による届出があったときは、当該届出に係る補充立候補者の候補者氏名等について、現にされている掲示の末尾に補充立候補の届出があった順に追加することにより掲示するものとする。

(掲載の削除)

第5条 委員会は、候補者氏名等の掲示を行った日後、法第11条において準用する公選法第86条の4第11項の規定により、候補者が死亡し、若しくは候補者たることを辞し、又は候補者でなくなった旨選挙長から報告があったときには、直ちに当該候補者の掲載に係る部分を縦2本線によって抹消するものとする。

(その他)

第6条 この規程に定めるもののほか、候補者氏名等の掲示に関して必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

別記様式（第 2 条関係）

					氏 名	甲府市農業委員会委員選挙 選挙区候補者氏名等揭示 甲府市選挙管理委員会 年 月 日執行
					党 派	

備考

- 1 候補者の数又は掲示場の都合により、この様式に準じて数段にわたり掲示することができる。この場合において、掲示の順序は、第 1 段の左側の次の者を第 2 段の右側に、以下これに準じて掲示する。
- 2 「氏名」及び「党派」は縦書きとし、氏名にはふりがなを付ける。
- 3 通称認定のある候補者の氏名は、通称による。

甲府市選挙管理委員会告示第8号

地方自治法第74条第1項及び第75条第1項並びに市町村合併の特例に関する法律第4条第1項及び第5条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の $\frac{1}{50}$ の数並びに地方自治法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の $\frac{1}{3}$ の数並びに市町村合併の特例に関する法律第4条第11項及び第5条第15項の規定する選挙権を有する者の総数の $\frac{1}{6}$ の数は、次のとおりである。

平成26年6月2日

甲府市選挙管理委員会
委員長 今 井 晃

- | | | |
|---|-------------------|----------|
| 1 | $\frac{1}{50}$ の数 | 3, 126人 |
| 2 | $\frac{1}{3}$ の数 | 52, 100人 |
| 3 | $\frac{1}{6}$ の数 | 26, 050人 |

甲府市選挙管理委員会告示第9号

農業委員会等に関する法律第11条において準用する公職選挙法第33条第1項の規定により、甲府市農業委員会委員選挙を次のとおり執行する。

平成26年6月29日

甲府市選挙管理委員会
委員長 今 井 晃

- 1 選挙期日 平成26年7月6日（日）
- 2 選挙すべき委員の数

選 挙 区	委 員 定 数
里垣・甲運・相川 千塚・千代田・池田	10人
玉諸・山城・大里 国母・貢川・旧市	10人
中道・上九一色	9人

甲府市選挙管理委員会告示第 10 号

平成 26 年 7 月 6 日執行の甲府市農業委員会委員選挙における選挙長及びその職務を代理すべき者を、次のとおり選任した。

平成 26 年 6 月 29 日

甲府市選挙管理委員会
委員長 今 井 晃

選 挙 区	選 挙 長	職 務 代 理 者
	氏 名	氏 名
	住 所	住 所
里垣・甲運 相川・千塚 千代田・池田	保 坂 照 次	数 野 雅 彦
	甲府市古府中町 2 7 8 6 番地	甲府市古府中町 3 1 4 4 番地

選 挙 区	選 挙 長	職 務 代 理 者
	氏 名	氏 名
	住 所	住 所
玉諸・山城 大里・国母 貢川・旧市	相 良 秀 孝	相 良 治 彦
	甲府市西高橋町 3 5 4 番地	甲府市小瀬町 5 1 0 番地 5

選 挙 区	選 挙 長	職 務 代 理 者
	氏 名	氏 名
	住 所	住 所
中道・ 上九一色	土 屋 明 彦	山 崎 光 昌
	甲府市上曾根町 2 3 3 番地	甲府市右左口町 3 9 4 1 番地

甲府市選挙管理委員会告示第 1 1 号

平成 2 6 年 7 月 6 日執行の甲府市農業委員会委員選挙における投票管理者及びその職務を代理すべき者を、別紙のとおり選任した。

平成 2 6 年 6 月 2 9 日

甲府市選挙管理委員会
委員長 今 井 晃

甲府市選挙管理委員会告示第 1 2 号

平成 2 6 年 7 月 6 日執行の甲府市農業委員会委員選挙における期日前投票所を次の場所に設ける。

平成 2 6 年 6 月 2 9 日

甲府市選挙管理委員会
委員長 今 井 晃

選挙区	場所	住所	期間
里垣・甲運・相川 千塚・千代田・池田	甲府市役所 本庁舎	甲府市丸の内一丁 目 1 8 番 1 号	平成 2 6 年 6 月 3 0 日から 平成 2 6 年 7 月 5 日まで
玉諸・山城・大里 国母・貢川・旧市	甲府市役所 本庁舎	甲府市丸の内一丁 目 1 8 番 1 号	平成 2 6 年 6 月 3 0 日から 平成 2 6 年 7 月 5 日まで
中道・上九一色	甲府市役所 中道支所	甲府市下向山町 1 5 2 3 番地	平成 2 6 年 6 月 3 0 日から 平成 2 6 年 7 月 5 日まで

甲府市選挙管理委員会告示第 13 号

平成 26 年 7 月 6 日執行の甲府市農業委員会委員選挙における投票所を次の場所に設ける。

平成 26 年 6 月 29 日

甲府市選挙管理委員会
委員長 今 井 晃

投票区名	投票所を設ける場所	
	所在地	施設の名称
里垣区	甲府市善光寺二丁目 8 番 17 号	里垣悠遊館
甲運区	甲府市和戸町 955 番地 1	東部市民センター
相川区	甲府市古府中町 6019 番地	相川悠遊館
千塚区	甲府市湯村三丁目 5 番 20 号	北部市民センター
千代田区	甲府市下帯那町 3054 番地 4	北部悠遊館
池田区	甲府市長松寺町 12 番 30 号	西部市民センター
玉諸区	甲府市上阿原町 491 番地	甲府市立玉諸小学校
山城区	甲府市下今井町 15 番地	南部市民センター
大里区	甲府市大里町 3785 番地 2	甲府市立大里小学校
国母区	甲府市国母六丁目 4 番 2 号	南西部市民センター
貢川区	甲府市富竹一丁目 8 番 12 号	貢川悠遊館
旧市区	甲府市丸の内一丁目 18 番 1 号	甲府市役所本庁舎
中道区	甲府市下向山町 1523 番地	甲府市役所中道支所
上九一色区	甲府市古関町 1158 番地	甲府市役所上九一色出張所

甲府市選挙管理委員会告示第14号

平成26年7月6日執行の甲府市農業委員会委員選挙における期日前投票管理者及びその職務を代理すべき者を、別紙のとおり選任した。

平成26年6月29日

甲府市選挙管理委員会
委員長 今 井 晃

甲府市選挙管理委員会告示第 15 号

農業委員会等に関する法律第 11 条において準用する公職選挙法第 40 条第 1 項
ただし書の規定により、平成 26 年 7 月 6 日執行の甲府市農業委員会委員選挙の投票所を閉じる時刻を次のとおり繰り上げる。

平成 26 年 6 月 29 日

甲府市選挙管理委員会
委員長 今 井 晃

投票区名	施設の名称	投票所を開く時刻	投票所を閉じる時刻
千代田区	北 部 悠 遊 館	午前 7 時	午後 7 時
上九一色区	甲府市役所 上九一色出張所	午前 7 時	午後 7 時

甲府市選挙管理委員会告示第16号

平成26年7月6日執行の甲府市農業委員会委員選挙において、不在者投票用紙及び不在者投票用封筒の交付場所並びに不在者投票を行う場所を、次のとおり定める。

平成26年6月29日

甲府市選挙管理委員会
委員長 今 井 晃

- 1 不在者投票用紙及び不在者投票用封筒の交付場所
甲府市丸の内一丁目18番1号
甲府市役所本庁舎4階 選挙管理委員会事務局
- 2 不在者投票を行う場所
甲府市丸の内一丁目18番1号
甲府市役所本庁舎4階 選挙管理委員会事務局

甲府市選挙管理委員会告示第 17 号

平成 26 年 7 月 6 日執行の甲府市農業委員会委員選挙における開票事務は、選挙会の事務に併せて行う。ただし、無投票となった場合は、開票の事務を選挙会の事務と併せて行わない。

平成 26 年 6 月 29 日

甲府市選挙管理委員会
委員長 今 井 晃

甲府市選挙管理委員会告示第18号

平成26年7月6日執行の甲府市農業委員会委員選挙における選挙会の場所及び
日時は、次のとおりである。

平成26年6月29日

甲府市選挙管理委員会
委員長 今 井 晃

- 1 里垣・甲運・相川・千塚・千代田・池田選挙区
(1) 場所 甲府市湯村三丁目5番20号 甲府市北部市民センター
(2) 日時 平成26年7月6日(日) 午後9時
- 2 玉諸・山城・大里・国母・貢川・旧市選挙区
(1) 場所 甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市役所本庁舎
(2) 日時 平成26年7月6日(日) 午後9時
- 3 中道・上九一色選挙区
(1) 場所 甲府市下向山町1524番地 中道公民館
(2) 日時 平成26年7月6日(日) 午後8時30分

甲府市選挙管理委員会告示第19号

平成26年7月6日執行の甲府市農業委員会委員選挙における投票用紙を次のとおり定める。

平成26年6月29日

甲府市選挙管理委員会
委員長 今井 晃

こうほしやしめい 候補者氏名	ちゅうい 注意 一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。 二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。	甲府市農業委員会委員選挙投票 甲府市選挙管理委員会之印
---	--	---

備考

- 1 投票用紙の地色はクリーム色とし、黒インクで片面印刷とする。
- 2 甲府市選挙管理委員会之印は、刷込式とする。

甲府市選挙管理委員会告示第20号

平成26年7月6日執行の農業委員会委員選挙において、投票記載場所、期日前投票所及び不在者投票記載場所の氏名等掲示の順序を定めるくじを行う日時及び場所は、次のとおりである。

平成26年6月29日

甲府市選挙管理委員会
委員長 今 井 晃

- 1 日 時 平成26年6月29日（日） 午後5時15分
- 2 場 所 甲府市丸の内1丁目18番1号
甲府市選挙管理委員会事務局（本庁舎4階）

甲府市選挙管理委員会告示第21号

平成26年6月29日甲府市選挙管理委員会告示第18号の一部を、次のとおり改める。

平成26年6月29日

甲府市選挙管理委員会
委員長 今 井 晃

「1(1) 場所 甲府市湯村三丁目5番20号 甲府市北部市民センター」を
「1(1) 場所 甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市役所本庁舎4階」に、

「1(2) 日時 平成26年7月6日(日) 午後9時」を
「1(2) 日時 平成26年7月7日(月) 午前10時」に、

「2(2) 日時 平成26年7月6日(日) 午後9時」を
「2(2) 日時 平成26年7月7日(月) 午前10時」に改める。

甲府市農業委員会委員選挙里垣・甲運・相川
千塚・千代田・池田選挙区選挙長告示第1号

平成26年7月6日執行の甲府市農業委員会委員選挙における選挙長の事務を行う場所を次のとおり定める。

平成26年6月29日

里垣・甲運・相川・千塚・千代田・池田選挙区
選挙長 保 坂 照 次

○選挙長の事務を行う場所

甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市役所本庁舎4階大会議室

甲府市農業委員会委員選挙里垣・甲運・相川
千塚・千代田・池田選挙区選挙長告示第2号

平成26年7月6日執行の甲府市農業委員会委員選挙において、農業委員会等に関する法律第11条において準用する公職選挙法第76条（同条において準用する同法第62条第2項、第4項及び5項）の規定により、選挙立会人を定めるくじを行うべき日時及び場所は、次のとおりである。

平成26年6月29日

里垣・甲運・相川・千塚・千代田・池田選挙区
選挙長 保坂照次

- | | |
|-------|---|
| 1 日 時 | 平成26年7月3日（木） 午後5時20分 |
| 2 場 所 | 甲府市丸の内一丁目18番1号
甲府市役所本庁舎4階
甲府市選挙管理委員会事務局 |

甲府市農業委員会委員選挙里垣・甲運・相川
千塚・千代田・池田選挙区選挙長告示第3号

平成26年7月6日執行の甲府市農業委員会委員選挙の里垣・甲運・相川・千塚・千代田・池田選挙区における候補者として、別紙のとおり届出があった。

平成26年6月29日

里垣・甲運・相川・千塚・千代田・池田選挙区
選挙長 保 坂 照 次

甲府市農業委員会委員選挙里垣・甲運・相川
千塚・千代田・池田選挙区選挙長告示第4号

平成26年7月6日執行の甲府市農業委員会委員選挙における里垣・甲運・相川・千塚・千代田・池田選挙区においては、候補者の数が選挙すべき委員の定数を超えないので、農業委員会等に関する法律第11条において準用する公職選挙法第100条第4項の規定により投票は行わない。

平成26年6月29日

里垣・甲運・相川・千塚・千代田・池田選挙区
選挙長 保 坂 照 次

甲府市農業委員会委員選挙玉諸・山城・大里
国母・貢川・旧市選挙区選挙長告示第1号

平成26年7月6日執行の甲府市農業委員会委員選挙における選挙長の事務を行う場所を次のとおり定める。

平成26年6月29日

玉諸・山城・大里・国母・貢川・旧市選挙区
選挙長 相 良 秀 孝

○選挙長の事務を行う場所

甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市役所本庁舎4F大会議室

甲府市農業委員会委員選挙玉諸・山城・大里
国母・貢川・旧市選挙区選挙長告示第2号

平成26年7月6日執行の甲府市農業委員会委員選挙において、農業委員会等に関する法律第11条において準用する公職選挙法第76条（同条において準用する同法第62条第2項、第4項及び5項）の規定により、選挙立会人を定めるくじを行うべき日時及び場所は、次のとおりである。

平成26年6月29日

玉諸・山城・大里・国母・貢川・旧市選挙区
選挙長 相 良 秀 孝

- | | |
|-------|---|
| 1 日 時 | 平成26年7月3日（木） 午後5時20分 |
| 2 場 所 | 甲府市丸の内一丁目18番1号
甲府市役所本庁舎4階
甲府市選挙管理委員会事務局 |

甲府市農業委員会委員選挙玉諸・山城・大里
国母・貢川・旧市選挙区選挙長告示第3号

平成26年7月6日執行の甲府市農業委員会委員選挙の玉諸・山城・大里・国母・貢川・旧市選挙区における候補者として、別紙のとおり届出があった。

平成26年6月29日

玉諸・山城・大里・国母・貢川・旧市選挙区
選挙長 相 良 秀 孝

甲府市農業委員会委員選挙玉諸・山城・大里
国母・貢川・旧市選挙区選挙長告示第4号

平成26年7月6日執行の甲府市農業委員会委員選挙における玉諸・山城・大里・国母・貢川・旧市選挙区においては、候補者の数が選挙すべき委員の定数を超えないので、農業委員会等に関する法律第11条において準用する公職選挙法第100条第4項の規定により投票は行わない。

平成26年6月29日

玉諸・山城・大里・国母・貢川・旧市選挙区
選挙長 相 良 秀 孝

甲府市農業委員会委員選挙中道・上九一色選挙区選挙長告示第1号

平成26年7月6日執行の甲府市農業委員会委員選挙における選挙長の事務を行う場所を次のとおり定める。

平成26年6月29日

中道・上九一色選挙区
選挙長 土 屋 明 彦

○選挙長の事務を行う場所

甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市役所本庁舎4F大会議室

甲府市農業委員会委員選挙中道・上九一色選挙区選挙長告示第2号

平成26年7月6日執行の甲府市農業委員会委員選挙において、農業委員会等に関する法律第11条において準用する公職選挙法第76条（同条において準用する同法第62条第2項、第4項及び5項）の規定により、選挙立会人を定めるくじを行うべき日時及び場所は、次のとおりである。

平成26年6月29日

中道・上九一色選挙区
選挙長 土 屋 明 彦

- | | |
|-------|---|
| 1 日 時 | 平成26年7月3日（木） 午後5時20分 |
| 2 場 所 | 甲府市丸の内一丁目18番1号
甲府市役所本庁舎4階
甲府市選挙管理委員会事務局 |

甲府市農業委員会委員選挙中道・上九一色選挙区選挙長告示第3号

平成26年7月6日執行の甲府市農業委員会委員選挙の中道・上九一色選挙区における候補者として、別紙のとおり届出があった。

平成26年6月29日

中道・上九一色選挙区
選挙長 土 屋 明 彦

農業委員会

甲府市農業委員会告示第6号

農業委員会等に関する法律第21条第1項の規定に基づき甲府市農業委員会6月定例総会を、平成26年6月30日午後3時30分、ホテルクラウンパレス甲府において開催し、付議すべき事項について協議するので、甲府市農業委員会総会会議規則第2条の規定により公告する。

平成26年6月26日

甲府市農業委員会会長 塩 野 陽 一

付議すべき事項

- 1 農地法に基づく申請・届出等について
- 2 平成26年7月告示分農用地利用集積計画について
- 3 平成27年度山梨県農業行政施策に関する建議について

上下水道局

甲府市上下水道局告示第 2 1 号

甲府市上下水道局契約規程（昭和 3 9 年 4 月管理規程第 2 号）及び甲府市契約規則（昭和 5 0 年 1 2 月規則第 6 6 号）第 5 条の規定に基づき、次の 1 件の一般競争入札を執行する。

なお、対象工事は、価格と価格以外の要素とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の工事である。

平成 2 6 年 6 月 9 日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者
甲府市上下水道局業務部長 保 坂 紀 夫

一般競争入札（総合評価落札方式）公告個別事項

入札番号		（電気） 1 3 0 0 1 8 号	
工事名		甲府市浄化センター自家発電機盤更新工事	
工事場所		甲府市大津町 1， 6 4 5 番地（甲府市浄化センター）	
工事概要	1	工事内容	1．自動始動盤 1 面 2．発電機盤 1 面 3．母線連絡盤 1 面 4．既設コントロールセンタ盤撤去 5 面 5．貯油槽油面計盤撤去 1 面
	2	工期	平成 2 7 年 3 月 5 日まで
	3	予定価格 （税込み）	4 3， 1 0 2， 8 0 0 円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の 実施義務	不適用
入札参加資格	1	本店所在地	指定なし
	2	競争入札参加資格	電気 直近の経営事項審査結果通知書の総合 評価値（P） 1， 0 0 0 点以上
	3	同種工事施工実績	上下水道施設（浄水場、処理場）の 1， 0 0 0 K V A 以上の自家発電設備 工事。ただし、1 件の工事請負額が 2， 1 0 0 万円以上の実績に限る。 元請として平成 1 2 年 4 月 1 日以降に 完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての実

			績は、出資比率が 20 % 以上の場合のものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載
総合評価に関する事項	1	総合評価方式の種類	特別簡易型 I
	2	加算点の満点	10
	3	評価の基準	総合評価入札技術等審査確認資料作成要領による
日程	1	入札説明書等配付開始日	平成 26 年 6 月 9 日
	2	入札説明書等配付締切日	平成 26 年 6 月 18 日
	3	申請書受付開始日	平成 26 年 6 月 9 日
	4	申請書受付締切日	平成 26 年 6 月 18 日
	5	入札参加資格確認結果通知日	平成 26 年 6 月 24 日
	6	設計図書配付開始日	平成 26 年 6 月 9 日
	7	設計図書配付締切日	平成 26 年 6 月 25 日
	8	設計図書に関する質問開始日	平成 26 年 6 月 9 日
	9	設計図書に関する質問締切日	平成 26 年 6 月 25 日
	10	入札日時	平成 26 年 7 月 3 日 午前 10 時 05 分
	11	価格以外の評価点公表日	平成 26 年 7 月 9 日
	12	開札日時	平成 26 年 7 月 15 日 午前 10 時 05 分
	13	落札者決定日	平成 26 年 7 月 16 日
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 配置予定技術者の入札時の状況 工事内訳書
入札参加資格に対する説明	1	質問	平成 26 年 6 月 30 日 午後 5 時まで
	2	回答	平成 26 年 7 月 1 日
価格以外の評価に関する照会	1	質問	平成 26 年 7 月 11 日まで
	2	回答	平成 26 年 7 月 14 日
価格以外の評価を修正した場合		公表	平成 26 年 7 月 14 日
入札の無効		入札参加資格のない者の行った入札	

	申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札	
入札保証金	免除	
契約保証金	契約金額の 10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。	
低入札価格調査制度	適用	
支払条件	前金払	請求できる
	中間前金払	請求できる
問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124	

甲府市上下水道局告示第 2 2 号

甲府市上下水道局契約規程（昭和 3 9 年 4 月管理規程第 2 号）及び甲府市契約規則（昭和 5 0 年 1 2 月規則第 6 6 号）第 5 条の規定に基づき、次の 1 件の一般競争入札を執行する。

なお、対象工事は、価格と価格以外の要素とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の工事である。

平成 2 6 年 6 月 9 日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者

甲府市上下水道局業務部長 保 坂 紀 夫

一般競争入札（総合評価落札方式）公告個別事項

入札番号	（電気） 1 3 0 0 1 9 号		
工事名	甲府市浄化センタースクリーンかす設備更新（電気設備） 工事		
工事場所	甲府市大津町 1 , 6 4 5 番地（甲府市浄化センター）		
工事概要	1	工事内容	1 . 運転操作設備 1 式 2 . 配線配管その他工事 1 式 3 . 既設撤去工事 1 式
	2	工期	平成 2 7 年 1 1 月 3 0 日まで
	3	予定価格 （税込み）	5 8 , 1 1 4 , 8 0 0 円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の 実施義務	不適用
入札参加資格	1	本店所在地	指定なし
	2	競争入札参加資格	電気 直近の経営事項審査結果通知書の総合 評価値（P） 1 , 0 0 0 点以上
	3	同種工事施工実績	下水道処理場の電気設備工事。ただし、 1 件の工事請負額が 2 , 9 0 0 万円 以上の実績に限る。 元請として平成 1 2 年 4 月 1 日以降に 完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての実 績は、出資比率が 2 0 % 以上の場合の ものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載
総合評価に 関する事項	1	総合評価方式の種類	特別簡易型Ⅱ
	2	加算点の満点	1 0
	3	評価の基準	総合評価入札技術等審査確認資料作成

			要領による
日程	1	入札説明書等配付開始日	平成26年6月9日
	2	入札説明書等配付締切日	平成26年6月18日
	3	申請書受付開始日	平成26年6月9日
	4	申請書受付締切日	平成26年6月18日
	5	入札参加資格確認結果通知日	平成26年6月24日
	6	設計図書配付開始日	平成26年6月9日
	7	設計図書配付締切日	平成26年6月25日
	8	設計図書に関する質問開始日	平成26年6月9日
	9	設計図書に関する質問締切日	平成26年6月25日
	10	入札日時	平成26年7月3日 午前10時10分
	11	価格以外の評価点公表日	平成26年7月9日
	12	開札日時	平成26年7月15日 午前10時10分
	13	落札者決定日	平成26年7月16日
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 配置予定技術者の入札時の状況 工事内訳書
入札参加資格に対する説明	1	質問	平成26年6月30日 午後5時まで
	2	回答	平成26年7月1日
価格以外の評価に関する照会	1	質問	平成26年7月11日まで
	2	回答	平成26年7月14日
価格以外の評価を修正した場合		公表	平成26年7月14日
入札の無効		入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札	
入札保証金		免除	
契約保証金		契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の	

	保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。	
低入札価格調査制度	適用	
支払条件及び 年度支払限度額	平成 26 年度	前金払・中間前金払・部分払は請求できない。 年度支払限度額：0 円
	平成 27 年度	前金払（年度支払限度額の 4 / 10 以内とする）のみ請求できる。 年度支払限度額：工事請負額全額
問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124	

甲府市上下水道局告示第 2 3 号

甲府市上下水道局契約規程（昭和 3 9 年 4 月管理規程第 2 号）及び甲府市契約規則（昭和 5 0 年 1 2 月規則第 6 6 号）第 5 条の規定に基づき、次の 1 件の一般競争入札を執行する。

平成 2 6 年 6 月 9 日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者
甲府市上下水道局業務部長 保 坂 紀 夫

一般競争入札 公告個別事項

入札番号	(舗装) 1 4 0 0 0 4 号		
工事名	路面復旧工事（特環・H 2 6 - 1）		
工事場所	甲府市上阿原町地内		
工事概要	1	工事内容	・施工延長 L = 3 4 9 . 0 m ・舗装面積 A = 2 , 0 6 3 m² ・表層工（再生密粒度 A S C t = 5 c m） A = 2 , 0 6 3 m² ・不陸整正工（粒調碎石 M - 3 0 3 m³ / 1 0 0 m²） A = 2 , 0 6 3 m² ・区画線工 1 式 ・付帯工 1 式
	2	工期	平成 2 6 年 9 月 3 0 日まで
	3	予定価格 (税込み)	1 4 , 7 2 0 , 4 0 0 円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の 実施義務	適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	舗装 直近の経営事項審査結果通知書の 総合評価値（P）6 5 0 点以上
	3	同種工事施工実績	路面復旧工事。 元請として平成 1 2 年 4 月 1 日以降 に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての 実績は、出資比率が 2 0 % 以上の場 合のものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載
日程	1	入札説明書等配付開始日	平成 2 6 年 6 月 9 日
	2	入札説明書等配付締切日	平成 2 6 年 6 月 1 8 日

	3	申請書受付開始日	平成26年6月9日
	4	申請書受付締切日	平成26年6月18日
	5	入札参加資格確認結果通知日	平成26年6月24日
	6	設計図書配付開始日	平成26年6月9日
	7	設計図書配付締切日	平成26年6月25日
	8	設計図書に関する質問開始日	平成26年6月9日
	9	設計図書に関する質問締切日	平成26年6月25日
	10	入札及び開札日時	平成26年7月3日 午前9時35分
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事内訳書
入札参加資格に対する説明	1	質問	平成26年6月30日 午後5時まで
	2	回答	平成26年7月1日
入札の無効		入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札	
入札保証金		免除	
契約保証金		契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。	
低入札価格調査制度		適用	
支払条件	前金払		請求できる
	中間前金払		請求できる
問い合わせ先		甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124	

甲府市上下水道局告示第 2 4 号

甲府市上下水道局契約規程（昭和 3 9 年 4 月規程第 2 号）及び甲府市契約規則（昭和 5 0 年 1 2 月規則第 6 6 号）第 5 条の規定に基づき、次の 1 件の一般競争入札を執行する。

なお、対象工事は、価格と価格以外の要素とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の工事である。

平成 2 6 年 6 月 9 日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者

甲府市上下水道局業務部長 保 坂 紀 夫

一般競争入札（総合評価落札方式）公告個別事項

入札番号		（機械） 1 3 0 0 2 0 号	
工事名		甲府市浄化センタースクリーンかす設備更新（機械設備） 工事	
工事場所		甲府市大津町 1 , 6 4 5 番地（甲府市浄化センター）	
工事概要	1	工事内容	・流入ゲート（1 0 0 0 × 1 0 0 0 電動式） 4 門 ・細目スクリーン自動除塵機（幅 1 . 8 m 深さ 4 . 1 5 m 目幅 2 5 m m） 2 基 ・スクリーンかす搬出機 3 基 ・スクリーンかすホッパ 1 基 ・脱臭装置（8 4 m³ / m i n） 1 基 ・防食工事 1 式
	2	工期	平成 2 7 年 1 1 月 3 0 日まで
	3	予定価格（税込み）	3 1 9 , 1 5 0 , 8 0 0 円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施義務	適用
入札参加資格	1	本店所在地	指定なし
	2	競争入札参加資格	機械 直近の経営事項審査結果通知書の総合評価値（P） 1 , 0 0 0 点以上
	3	同種工事施工実績	下水道処理場（処理水量 1 0 , 0 0 0 m ³ / 日以上）の機械設備工事。ただし、1 件の工事請負額が 1 億 5 千万円以上の実績に限る。 元請として平成 1 2 年 4 月 1 日以降に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が 2 0 % 以上の場合のものに限る。

	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載
総合評価に関する事項	1	総合評価方式の種類	簡易型（Ⅱ）
	2	加算点の満点	20
	3	評価の基準	総合評価入札技術等審査確認資料作成要領による
日程	1	入札説明書等配付開始日	平成26年6月9日
	2	入札説明書等配付締切日	平成26年6月18日
	3	申請書受付開始日	平成26年6月9日
	4	申請書受付締切日	平成26年6月18日
	5	入札参加資格確認結果通知日	平成26年6月24日
	6	設計図書配付開始日	平成26年6月9日
	7	設計図書配付締切日	平成26年6月25日
	8	設計図書に関する質問開始日	平成26年6月9日
	9	設計図書に関する質問締切日	平成26年6月25日
	10	入札日時	平成26年7月3日 午前10時15分
	11	価格以外の評価点公表日	平成26年7月9日
	12	開札日時	平成26年7月15日 午前10時15分
	13	落札者決定日	平成26年7月16日
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 配置予定技術者の入札時の状況 施工計画書 工事内訳書
入札参加資格に対する説明	1	質問	平成26年6月30日 午後5時まで
	2	回答	平成26年7月1日
価格以外の評価に関する照会	1	質問	平成26年7月11日まで
	2	回答	平成26年7月14日
価格以外の評価を修正した場合		公表	平成26年7月14日
入札の無効		入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札	

	入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札	
入札保証金	免除	
契約保証金	契約金額の 10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。	
低入札価格調査制度	適用	
支払条件	前金払	請求できる
	中間前金払	請求できる（ただし、部分払いとの選択制とする。）
	部分払	請求できる
	※平成 26 年度支払限度額：3,000 万円	
問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124	

甲府市上下水道局告示第 25 号

甲府市上下水道局契約規程（昭和 39 年 4 月管理規程第 2 号）及び甲府市契約規則（昭和 50 年 12 月規則第 66 号）第 5 条の規定に基づき、次の 1 件の一般競争入札を執行する。

なお、対象工事は、価格と価格以外の要素とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の工事である。

平成 26 年 6 月 23 日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者

甲府市上下水道局業務部長 保坂紀夫

一般競争入札（総合評価落札方式）公告個別事項

入札番号		(土木) 110012号	
工事名		(ブ - 3) 配水管布設工事	
工事場所		昭和町飯喰・河西地内（町立常永小学校の西）	
工事概要	1	工事内容	・ D I P . N S (φ 1 5 0) 2 1 1 m ・ D I P . N S (φ 1 0 0) 3 1 3 m ・ D I P . N S (φ 7 5) 7 . 5 m ・ D I P . K (φ 1 0 0) 6 m ・ R R V P (φ 7 5) 1 m ・ R R V P (φ 5 0) 5 m ・ 仕切弁 . N S (φ 1 5 0) 4 基 ・ 仕切弁 . N S (φ 1 0 0) 6 基 ・ 仕切弁 . N S (φ 7 5) 1 基 ・ 消火栓 (φ 7 5) 1 基 ・ 水抜栓 (φ 2 5) 1 基
	2	工期	平成 26 年 11 月 28 日まで
	3	予定価格 (税込み)	32,667,840 円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の 実施義務	適用
入札参加資格	1	本店所在地	給水区域内
	2	競争入札参加資格	土木一式 直近の経営事項審査結果通知書の総合 評価値 (P) 660 点以上
	3	同種工事施工実績	配水管布設工事等。ただし、1 件の工 事請負額が 1,600 万円以上の実績 に限る。 元請として平成 12 年 4 月 1 日以降に

			完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載
総合評価に関する事項	1	総合評価方式の種類	特別簡易型 I
	2	加算点の満点	10
	3	評価の基準	総合評価入札技術等審査確認資料作成要領による
日程	1	入札説明書等配付開始日	平成26年6月23日
	2	入札説明書等配付締切日	平成26年7月2日
	3	申請書受付開始日	平成26年6月23日
	4	申請書受付締切日	平成26年7月2日
	5	入札参加資格確認結果通知日	平成26年7月8日
	6	設計図書配付開始日	平成26年6月23日
	7	設計図書配付締切日	平成26年7月9日
	8	設計図書に関する質問開始日	平成26年6月23日
	9	設計図書に関する質問締切日	平成26年7月9日
	10	入札日時	平成26年7月17日 午前10時
	11	価格以外の評価点公表日	平成26年7月23日
	12	開札日時	平成26年7月29日 午前10時
	13	落札者決定日	平成26年7月30日
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 配置予定技術者の入札時の状況 工事内訳書
入札参加資格に対する説明	1	質問	平成26年7月14日 午後5時まで
	2	回答	平成26年7月15日
価格以外の評価に関する照会	1	質問	平成26年7月25日まで
	2	回答	平成26年7月28日
価格以外の評価		公表	平成26年7月28日

を修正した場合		
入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札	
入札保証金	免除	
契約保証金	契約金額の 10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。	
低入札価格調査制度	適用	
支払条件	前金払	請求できる
	中間前金払	請求できる
問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124	

任免辞令

(市長事務部局)

市立甲府病院	診療部	医師	井上千尋
市立甲府病院	看護部	技師	伊藤祐子
市立甲府病院	看護部	主任	早野郁
市立甲府病院	看護部	技師	百合澤順子
市立甲府病院	看護部	技師	上田瑞貴

(各通)
退職を承認する

以 上 発 令 日 平成26年 6月30日